

# 一 宋代法制史料

青木 敦

## 総説

宋代諸史料のうち、何をもって「法制史料」と称するか。本稿の「総説」ではまず、それを考える目的で中国史料全体での「法制史料」の意味内容を検討し、そのうえで宋代法制史料として『慶元条法事類』、『名公書判清明集』(以下、『清明集』)、『宋会要輯稿』を挙げる理由を示しておきたい。

そもそも「法制」といった場合、司法 (legal system) と、「法律および制度」という大きく二つの意味内容が考えられる。前者であれば、律、律例、勅令格式、令などの国家の根本的な法典、『元典章』などそれに準ずるものが第一に挙げられ、また裁判記録たる判語(判牘)や民間の契約文書もそうであろう。後者については、会要・会典・三通等々制度史料一般が含まれよう。さらに、「法制に関する記述」を含むあらゆる史料とするなら、文集・地方志・金石など大変広くなり、史料自体の分類は関係なくなってしまう。ここでは「司法」および「法律と制度」という軸を念頭に、

1 伝統的な目録学、2 現代の書誌分類、の二方面において、何を「宋代法制史料」として取り上げるべきか、考えておきたい。

## 1 伝統的な目録学

まず、伝統的な分類のどの部分が「法制史」であるのかが問題となろう。伝統的な漢籍目録四庫分類を基礎として国家の重要な法典を探しつつ、京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所、東京大学総合図書館、国立国会図書館、東洋文庫、静嘉堂文庫（以下、機関名をそれぞれ人文研、東文研、東大総図、国会、文庫、静嘉堂と略称する）が編纂した漢籍分類目録（詳細は【参考文献】欄を参照。文中には当該目録の頁数のみを記す）などに受け継がれてきた現代の漢籍分類目録を眺めると、『永徽法経』『唐律疏義』『金玉新書』『至正条格』『大明律』などを含む政書類の法令之属が第一に分類上における法制史料の中心とみてよからう。『四庫全書総目提要』（以下『四庫提要』と略記）でいえば、この法令之属は卷八二、八四（存目のみ）にある。ただ、類似する書物が法令之属以外にも散見される。条例集である『皇明条法事類纂』が東文研（二七九頁）と国会（二八九頁）で法令之属となっておりことからすれば、勅・令・格式・申明などの条文そのものの編纂物たる『慶元条法事類』も問題なく法令之属に配されてしかるべきかと思うが、律の重みがない故か、後者は各図書館とも各代旧制之属（人文研三八〇頁、東文研三五四頁、文庫四一六頁）、国会（二七四頁）は各制之属に分類している。さらに『元典章』は『大唐開元礼』、『政和五礼新儀』などと並んで典礼之属である。これは洪武から嘉靖までの「制誥典制」を集めた『明典章』（同じく、典礼之属）に引きずられたのではあるまいか。『四庫提要』は『元典章』を「各々條格を分かち、體例を新集す」と紹介する（卷八三）。興味深いのは、もともと所蔵していた機関での分類が、他と異なった扱いをしているケースである。たとえば、従来『皇明条法事類纂』を保持していた東大総図（東京大学総合図書館漢籍分類目録一九九五年）はこれを法令ではなく各代旧制之属に、また静嘉堂では『慶元条法事類』を政書類の儀制に分類している（三三八頁）。後者は『慶元条法事類』に付された『吏部条法』の扱いと関係するのかも知れない。

また「法制」に制度史料を含めるという立場から会要・会典・三通などを含めるのであれば、それは同じ政書の通

制之属(『四庫提要』卷八一)にも目を向けなければならぬ。一方、本書で山本英史氏が取り上げる皇帝とのやりとりは若干、政書類とは距離があり、史部の詔令奏議類に分類される。たとえば『四庫提要』のなかでは、雍正帝の『上諭内閣』『上諭八旗』などはそのなかの詔令之属、『内閣奏題稿』など、奏議、奏本や題本、奏摺は奏議之属である。

こうしたなかで、我々が思う「司法」と四部分類の対応で注意すべきは、少なからぬ裁判関連文書が子部法家類にあることである。判語は、我々はあまり躊躇せずに「法制史料」と見るものの、四庫分類では史部にすら入っていない。多くは子部の法家か、他の文章とまとめて集部別集である。『疑獄集』、『折獄龜鑑』、『棠陰比事』といった裁判関連文書、『刑統賦』、そして『清明集』もここに含まれる。『四庫全書』の編纂者もここは重要と考えたようで、法令之属(卷八二)の末尾には「案ずるに、法令と法家とは其の事近くも實は不同なり。法家は其の理を私議するなり。法令は官の著して令と爲すものなり」と、私撰の法律関係書を子部法家に入れてしまった理由を記している。

なお、この問題は次に2現代の書誌分類で紹介する『中国法制史書目』にあつては十分吟味・修正されているが、最近の四部分類でも改善される傾向にある。『疑獄集』『折獄龜鑑』『棠陰比事』はいずれも、古今の捜査・裁判物語を集めた読み物であり、『四庫全書』以来基本的には子部法家類だが、このうち『疑獄集』は近年政書類法令之属に配されることもある(清咸豊元年桐郷金氏重刊本二冊、文庫四四〇頁、東文研三八七頁)。宋代以降の判牘は、『四庫全書』において『清明集』が『疑獄集』『折獄龜鑑』『棠陰比事』とともに子部法家に分類された状態から、近年では政書類法令之属に配され、司法研究に有効な法制史料の性格とよりそぐうようになっていく。

『清明集』自体、『四庫提要』では子部法家で、宋版を所有していた静嘉堂も子部法家だが(四五〇頁)、東文研(三八七頁)・文庫(四三九頁)ではその静嘉堂の影印本を史部政書類法令之属とする。そしてこれら近年の分類では、判牘(判語)については、積極的に史部政書類法令之属の下に「判牘」という分類項目が立てられ、『清明集』はそこに分類されているし、社会経済史研究においても利用価値の高い『盟水齋存牘』も人文研(北京、中国政法大学出版社、二〇

〇二年刊の排印本、<http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/> 二〇一八年一〇月二二日閲覧）は「判牘」に分類している。だが『伝統中国判牘資料目録』に見られる判牘のタイトルを目録で当たってみても、それらの分類は必ずしも一定しつゝなす（<http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/> 二〇一八年一〇月二二日閲覧）。『盟水齋存牘』（北京、中国政法大学出版社、二〇〇二年）は各図書館では法令之属判牘だが、一橋大学附属図書館、愛知大学図書館では法令之属律学に属している。清末の若干の判牘に目を転じると、賈臻の『退厓公牘文字』は東文研（七七二頁）では集部別集類清季之属に、蒯德模『吳中判牘』は東文研（三八七頁）で政書類法令之属判牘（乾隆以後の書籍を集めた『続修四庫全書』では蒯德模の他の書と併せて集部別種類に分類している他、方濬師『嶺西公牘彙存』は、東文研（四〇三頁）では、雜録之類に、国会（三〇三頁）・近代中国史料叢刊』、二六三番所収では史部雜録之属に、文庫（四五四頁）では、史部政書類雜録之属に入れられている。このように四部分類における判牘の所属は大変混乱している。また裁判記録たる宋代以降の判牘とは異なるが、唐の『龍筋鳳随判』も、『四庫全書』では子部類書類だが、東文研（三八七頁）では史部政書類法令判牘（『学津討原』所収、『叢書集成初編』所収、光緒刊本の三つ）、文庫（子部一六六頁）では子部類書類彙考之属、人文研では政書法令（村本文庫の嘉慶刊本、北京、中国政法大学出版社、一九九六年刊の排印本、<http://www.kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/kanseki/> 二〇一八年一〇月二二日閲覧）と一定しなす。

あえて現代の四部分類で我々が「法制史料」として興味を持つ対象の分類は、まずは政書類法令之属、子部法家類、また必ずしも分類は一定しないが政書類法令之属判牘に入れるべき判牘、そして『元典章』『通制条格』『皇明条法事類纂』も含まれる通制之属・各代旧制之属であろう。だが実は、『七略』以降、『四庫全書』より前の四部分類のほう、我々の感覚に近い。なぜなら、『四庫提要』が「法令と法家とは其の事相近くも實は不同なり」と軒並み子部法家に移してしまった諸史料が、『四庫全書』以降は消えてしまった「刑法」『七略』では「法制」、『直齋書錄解題』『国史経籍志』では「法令」として分類され、残されているからである。

『隋書』経籍志は史部を正史・古史・雜史・霸史・起居注・旧事・職官・儀注・刑法・雜伝・地理・譜系・簿録に分け、これは『唐書』『宋史』『明史』の藝文志、『通志』藝文略、『崇文總目』『郡齋讀書志』『直齋書錄解題』『国史経籍志』にほぼそのまま受け継がれていくが、『通志』藝文略は「食貨」を、『直齋書錄解題』は「別史」、「詔令」、「時令」を設け、一部受け継がれてゆく、ここにも問題がひとつ残されている。『隋書』経籍志以来の刑法（『直齋書錄解題』等での「法令」）が、『四庫全書』に至って儀注と併合されて新たに政書とされてしまったことである。採録書籍の多い清代の『欽定統志』でいえば、『疑獄集』、『折獄龜鑑』、『棠陰比事』、『刑統賦』、『洗冤録』、『政刑類要』、『清明集』などが刑法に含まれており、これと卷一五八藝文略史類の故事の通制（元典章など）と通令（『至正条格』、『大明律』など）を合わせてみると、そこに見える書籍が我々の法制史料のイメージに近い。

## 2 現代の書誌分類

次に、近代的な分類において「法制」を考えるとするならば、「法制史」という語がきわめて幅広く使われている点に留意せねばならない。試みに中国・台湾・日本のデータベースで書籍タイトルが『中国法制史』という本を検索すると、夥しい結果が得られる。五四運動以降、『中国史』という通史的書物の出版が相次いだ一九二〇～三〇年代に（青木二〇一四）三二八頁、程樹徳や法律家の郁疑、陳顧遠らがそれぞれ『中国法制史』なる書を著して以降、現在までに少なくとも九〇名の著者がこの同一タイトルで書籍を執筆・編集している（副題・再版・翻訳は含まない）。ことに中国での出版状況が活発化した二〇〇〇年代以降には激増している（次頁の表『中国法制史』出版件数」参照）。そしてそれぞれに「法制史」の対象範囲があると思われ、これをすべてまとめて、その傾向を指摘することは難しい。

だが一方で、分類学的に近代的概念に沿った法制史書目を作る試みは続けられてきた。代表的なものとしては、孫祖基『中国歴代法家著述考』、李祖蔭等『中国法制史参考書目簡介』が挙げられよう。Modern Chinese Society: An

『中国法制史』 出版件数

1920～30年	4
1940～70年	5
1980年代	5
1990年代	14
2000年代	52
2010年代	11

中国国家図書館・中国国家数字図書館  
 (http://www.nlc.cn/ 2018年3月16日閲覧)、全国図書館目次资讯网 (http://nbinet3.ncl.edu.tw/screens/opacmenu\_cht.html 同日閲覧)、CiNii Books (https://ci.nii.ac.jp/books/ 同日閲覧)

*Analytical Bibliography* もあり、その 12.2 National Legal System (司法制度) にも法制関係と見なすべき書目の番号がまとめられているが、これはいずれも清朝以降のものでありここでは触れない。

こうしたなか、張偉仁『中国法制史書目』は、これらの基礎の上に米・日・英の大学・図書館の分類を参考としつつ清代まで(清代以前の史料を再編した民国以降のものを含む)までの法制史料を現代の我々の枠組みから再編したもので、おそらく「法制史」を冠した書目としては最も体系だったものであろう。全体が四つの篇、その下に章、節、また節によってはさらに

それが分けられ、様々な史料についての版本、作者、内容、十進法分類などが記されている。大部なもので、その目次だけを載せるにも紙幅が足りないのだが、本書の他の著者の内容を見渡し、宋代を担当する筆者の興味に鑑み、任意に選んだ若干の史料が含まれる項目のみ、以下に紹介する。

第一篇 規範

第一章 法令律例

第一節 綜合治令

- 一 断代法令 (『故唐律疏議』、『宋刑統』、『慶元條法事類』、『大元通制条格』、『大元聖政国朝典章』、『大明令』、『皇明條法事類纂』、『重修問刑条例』、『大清律例』など)
- 二 歴代法令 (『九朝律考』など)

(第二節省略)

第三章 訓諭楷模

(第一～四節省略)

第五節 綜合（『宋朝大詔令集』、『雍正硃批奏摺選輯』など）

第四章 成案慣例

第一節 成案（『疑獄集』、『折獄龜鑑』、『棠陰比事』、『駁案新編』など）

第二節 慣例（『中国民商事習慣調査報告録』など）

（第二、五、六章省略）

第二篇 制度

（第一～七章省略）

第八章 綜合

第一節 断代（『周礼』、『大唐六典』、『宋会要輯稿』、『大明会典』、『欽定大清会典事例』など）

第三篇 理論

（第一～四章省略）

第四篇 実務

第三章 司法

第一節 重大事件

第二節 審判記録（『名公書判清明集』、『雷辞』、『鹿洲公案』、『吳中判牘』、『樊山批判』など）

第一〇章 綜合（『貞觀政要』、『太平治蹟統類』、『建炎以来朝野雜記』、『朝野類要』、『万曆野獲編』、『明清の実録』など）

（第一、二、四～九章省略）

第五篇 綜合

第四章 方志（中国方志叢書、重修台湾府志など）

（第一～三章省略）

これとて、全体のごく一部に過ぎず、また量的には清朝以降のもの（民国期に編纂された清代史料を含む。満文等は含まない）が大半を占める。だが、例えば『折獄龜鑑』『棠陰比事』は『疑獄集』以来の故事などであって、具体事例や宋

の同時代的な法律に基づいたのではなく、これを第一篇の「規範」に含め、一方、現代の歴史研究で多用される『清明集』、『管見』、『欒山批判』などの判語を第四篇「実務」に配しているのは慧眼と言うべきであり、混乱した従来の四庫分類と比して、法制史料分類における我々のよい導き手となる。なお同書は檔案や石刻などといった史料の形態ではなく、内容で分類されている。例えば檔案が刊印された『大清律例按語』は第一篇規範第一章法令律例第一節綜合治令一断代法令、明の檔案の鈔本『刑部問鞫王案』は第四篇実務第三章司法第一節重大案件であり、『淡新檔案』は紹介されていない。また、文集、詩文、石刻資料集などは、法制史料としてはあまり採録されていない。

なお、現代の書誌分類として、まず日本十進分類表 (NDL) において見るなら、現代の大学の組織と似ており、中国法制史の研究図書は法律・法制史・東洋法制史・中国 (法学部東洋法制史講座に相当) である三二二・二二番台にある。十進法分類による場合は、影印された一次史料もこの三二二・二二番台に含められることが多い。

さて、「法制史料」を、四部分類であれば「刑法」(『四庫全書』では史部政書類と子部法家類)、または『中国法制史書目』の第一篇「規範」の「法令律例」、第四篇「実務」の「司法」あたりに掲載されているものとすれば、本稿で取り上げるべき現存の宋代法制史料としては、編纂法典で海行の實儀『宋刑統』(『重詳定刑統』)、『慶元条法事類』、『天聖令』、また特別法の『開禧重修尚書吏部侍郎右選格』であり、『四庫全書』では子部法家に分類されたがもともと刑法であった『清明集』が挙げられる。紙幅や筆者の能力の関係もあって、吏部関係の格のみの『開禧重修尚書吏部侍郎右選格』を省き、また唐律を踏襲した『宋刑統』、いまだ唐令の延長にある『天聖令』を除外した。そこで本稿では、「一 判語」として『清明集』、「二 条法事類」として『慶元条法事類』を取り上げることとする。そして「三 会要」として、やや外れるが『直齋書録解題』史部詔令類、『四庫提要』史部詔令奏議之属、あるいは『中国法制史書目』第一篇第三章訓諭楷模の分類に属する詔令を取り上げる。

宋代には『宋代詔令集』という、『宋朝国史』系統とはまた異なったオリジナリティのある北宋の詔令集が残されて



いるが、ここではむしろ、詔令等の命令・議論を載せた宋代史料として、『宋会要輯稿』に解説・解釈を加えることとした。『宋会要輯稿』は実質的には奏議と詔令が大半を占めるし、第一に、詔令は行政の規範となり、しばしば実際の法律はその一部から発生し、詔令も法律に準ずる「法制史料」として十分価値があると考えられるからであり、第二にこれが法制に限らず、制度・財政・政治など、多くの方面で南北両宋を通じて利用される重要史料だからである。

【参考文献】

- 『懷德堂文庫図書目録』（大阪大学文学部、一九七六年）  
『京都大学人文科学研究所漢籍分類目録』（京都大学人文科学研究所、一九六三～六五年）  
『国立国会図書館漢籍目録』（国立国会図書館図書部、一九八七年）  
『静嘉堂文庫漢籍分類目録』（静嘉堂文庫編、一九三〇年）  
『東京大学東洋文化研究所漢籍分類目録』（東京大学東洋文化研究所、一九七三～七五年）  
『東洋文庫所蔵漢籍分類目録 史部』（東洋文庫、一九八六年）  
三木聰・山本英史・高橋芳郎編『伝統中国判牘資料目録』（汲古書院、二〇一〇年）（以上、漢籍目録類）  
青木敦『宋代民事法の世界』（慶應義塾大学出版会、二〇一四年）  
孫祖基『中国歴代法家著述考』（初版、一九三四年、のち台北、進学書局、一九七〇年）  
張偉仁『中国法制史書目』（台北、中央研究院歷史語言研究所、一九七六年）  
李祖蔭等『中国法制史参考書目簡介』（北京、法律出版社、一九五七年）  
G. William Skinner and Winston Hsieh (謝文孫), eds., *Modern Chinese Society: An Analytical Bibliography* (Stanford, California, Stanford University Press, 1973)

## 一 判語

### 【解題】

中国史料に裁判の判決文たる判語が残されるようになるのは南宋以降で、まとまった量の南宋の判語集としては、黄榦（一一五二～一二二二）の『黄勉齋先生文集』（以下『黄勉齋集』）中に含まれたものが最初であり、ついで劉克莊（一一八七～一二六九）の『後村先生大文集』（以下『後村集』）があり、そしてこの大部な『清明集』一四巻が残されている。時期的には、この一二四〇年代～七〇年代の判語を集めた『清明集』と劉克莊の『後村集』が、『黄勉齋集』より半世紀ほど遅れる。『後村集』と『清明集』には重複する判語が見られるが、『黄勉齋集』の判語は『清明集』には収録されていない。だが今日第一に参照すべき中華書局標点本『清明集』には劉克莊や黄榦の判語も収録されており、参照は容易である。

ところで、南宋判語とくに『清明集』は、明中期以前の判語としては、全体の分量・判語あたりの字数の双方からして群を抜いている。公牘・讞語などと称される明の判語も、嘉靖年間（一五二二～一五六六）を過ぎるまではこれに比すれば微々たるものといっている。万暦年間（一五七三～一六一九）を過ぎ、明末から清に至ってようやく『清明集』に量的に匹敵する記録が見られるようになるのである。

だが『清明集』の最大の特徴は、このような量的な豊かさだけでなく、民事的法律を細かに引用し事実と対照させて判決を下すという、後代には見られない宋代裁判の性質にあり、そしてその背景に存在する細かい民事的法条こそが宋代法制の特色であると言える。

ただもちろん、各事件の関係者は主として、善玉としての裁判官、悪玉の側に豪民やそれと結託する譚徒、胥吏、と

相当程度に定形化されて描かれている。加えて、本来は地域的に多種多様であるはずの土地慣習や分産慣習に関する用語も、地域を問わずに、南宋の共通用語にほぼ統一されている（宋代および二〇世紀華北における抵当慣習の用語法の差異については、「青木二〇一四」七八頁を参照）。こうしたことからすると、『清明集』もそのままの社会の実態を描いた史料というわけではないし、その内容から直接、「地域社会」「基層社会」を論じることには慎重にならざるを得ない。しかも、学派系統が明らかかな著者の全員が朱子学者で、なかには判語の著者が、女子財産について、下級審よりもより明らかに朱子学的に厳格な判断をしている事例も知られている（高橋二〇一七）。『清明集』が現実に行われた宋代裁判の平均値というわけではない。しかしそれらの諸点を差し引いても、南宋裁判における法律の運用を知ることが、『清明集』の価値は至上のものである。

『清明集』の版本については、戸婚門の『高橋訳注』（後出【参考文献】を参照。該当する訳注を『高橋訳注』と略記する）三〜六頁に的確な紹介が行われているので、詳細はそれを参考にすべきだが、基本的なところを述べるなら、まず天下の孤本として静嘉堂の宋版の『名公書判』清明集（不分巻、戸婚門のみ）が知られていた。その後、一九八〇年代に上海図書館および北京図書館から、明刊本（二四巻本）が発見された（北京図書館本は一部欠）。

本稿で扱う「質庫利息與私債不同」は、農村金融における出資や利率の訴訟を、法を重視しつつ裁いていく一例であるが、次項の『慶元条法事類』所載条文の実地での適用が見られるところから、この部分を読んでゆき、その後「二 条法事類」で該当する条文を見てゆきたい。

## 【史料Ⅰ】

『名公書判清明集』卷九、胡石壁「質庫利息與私債不同」

### ① 原文

大凡官廳財物勾加之訟、考察虛實、則憑文書、剖判曲直、則依條法。捨此而臆決焉、則難乎片言折獄矣。黃公才初以百千與李四二作解、而其子李五三、李五七止供認五十千。知縣遂以爲信。謂是當時果只五十千、不知以何爲照、而可證單詞之非妄。是不憑文書以考察虛實矣。李四二領錢之初、約每歲納息二分。以十四年計之、該息二百八十貫。據黃公才供、曾支去二十七貫、通本息合存三百五十三貫。此乃是積年留下息錢在庫、不曾支撥、初非「以財物出舉、而回利爲本者」。知縣乃引用「積日雖多、不過得一倍」之法、以斷之、豈猶未見淳熙十四年申明之敕乎。其說曰「若甲家出錢一百貫、雇倩乙家開張質庫營運、所收息錢雖過於本、其雇倩人係因本營運所得利息、既係外來諸色人將衣物、金帛抵當之類、其本尚在、比之借貸取利過本者、事體不同、卽不當與私債一例定斷」。今李四二所欠黃公才之錢、正係質庫利息。知縣乃以私債定奪、是又不依條法以剖判曲直矣。然則何以息訟哉。僉廳再喚兩詞、於黃公才名下索出李四二領錢文約、以驗其實欠錢若干。如見得別無未盡情節、則與照條追理監還、何必更追干證。

## ② 訓読

大凡そ官廳の財物勾加之訟、虚實を考察せんとすれば、則ち文書に憑し、曲直を剖判せんとすれば、則ち條法に依る。これを捨てて臆決せば、則ち片言もて折獄するよりも難し。黄公才初め百千を以て李四二に與へ解を作さしむるも、而して其の子李五三、李五七、止だ五十千を供認するのみ。知縣遂に以て信を爲す。是れ當時果して只だ五十千と謂ふは、何を以て照と爲して單詞の非妄を證すべきかを知らず。是れ文書に憑らずして以て虚實を考察するなり。李四二の領錢の初め、每歲息二分を納むるを約す。十四年を以て之れを計せば、該息は二百八十貫なり。黄公才の供に據らば、曾て二十七貫を支去し、本息と通じ合に三百五十三貫を存すべし。此れ乃ち是れ積年留下せし息錢の庫に在りて、曾て支撥せず、初めより「財物を以て出舉して回利し本と爲す」には非ず。知縣乃ち「積日多しと雖も一倍を得るに過ぎず」の法を引用し以て之れを斷ずるは、豈に猶ほ未だ淳熙十四年申明の敕を見ざりしや。其の説に曰く「甲家錢一百貫を出し乙家を雇倩し質庫を開張し營運せしが若きは、收する所の息錢本を過ぐると雖も、其の雇倩人の本に因

りて營運し得る所の利息に係るは、既に外來諸色人の衣物、金帛を將て抵當するの類に係れば、其の本尙ほ在り、之れに比するに借貸し取利の本を過ぐるとは事體同じからず、即ち當に私債と一例に定斷すべからず」と。今李四二欠する所の黃公才の錢は正に質庫の利息に係る。知縣乃ち私債を以て定奪するは是れ又た條法に依らずして以て曲直を剖判するなり。然らば則ち何を以てか訟を息めんや。僉廳兩詞を再喚し、黃公才の名下に於いて李四二領錢の文約を索出し、以て其の實欠錢若干を驗す。如し別に未だ情節を盡さざる無きを見得せば、則ち與に條に照し追理監還し、何ぞ必ずしも更に干證を迫せん。

③ 語 釈

〈勾加〉『梅原詠注』(後出【参考文献】を参照。該当する詠注を『梅原詠注』と略記する)三三三頁は「いちおう貸し借り、出入と考えておく」といい、「徳永一九九三」は「財物勾加」に「きんびんでいり」とルビを振り、「許浩二〇一三」二〇三頁は「勾竄添加のことか」とする。〈百千〉く十千、く百千の「千」は貫の意、ここでは百貫のこと。一千が一貫にあたる。〈單詞〉当事者の片方の主張。〈分〉この利息の「分」は、【史料Ⅱ】の最後にある文に説明している通り、「十分の一」すなわち、一〇パーセントを意味している。〈回利爲本〉複利のこと。この一節は後出の雜勅(一)〈本稿一九頁〉の引用であろう。〈不過得一倍〉利息総額が元金の額を上回ってはならない一本一利原則のこと。このケースでは毎年利子は単利で二〇貫、一四年で二八〇貫、これは元本一〇〇貫を上回る。だが、淳熙一四年の隨勅申明では、出資して他人に金融業を営ませている者にはこの規制を適用しないという規定があるところから、李家の主張は認められなかった。

④ 和 訳

胡頴「質庫の利息と私債とは同じではない」

およそ官庁が財物のやりとりに関わる訴訟を扱う時には、虚実を考察するには文書に依拠し、是非曲直を判断する

には法律に依拠する。この事を棄てて憶測で決着をつけるとすれば、「片言もて獄を折むる」ことも難しい。黄公才ははじめ一〇〇貫を李四二に与えて質屋を開かせたが、その子李五三・李五七は五〇貫借りたことを認めているだけで、知県は結局それを信じてしまい、「当時はたしかに五〇貫だけだった」と考えたが、一体何を証拠として一方の言い分を間違いないとしたのであろうか。これは文書に依拠せずに虚実を考察したものである。李四二は錢を受け取った当初、毎年利息二分を納めると約束したが、一四年で計算すると利息は二八〇貫になる。黄公才の供述では、「李は」かつて二七貫を支払ってきたので、元本と利息をあわせて三五三貫が未払いで残っている」と言う。これはすなわち長年支払いを留保してきた利息であり、質屋がこれまで支払いをしていない額であって、決して「財物を貸しつけて複利を取る」ものではない。知県は「月日が長くとも利息は元本の倍を越えてはならない」という法律を引用してこの問題を裁いたが、なぜ淳熙一四年（一一八七）の申明の勅文を見なかったのか。そこには「もし甲家が錢一〇〇貫を出して乙家の者を雇い、質庫を開いて営業した場合、納めた利息が元本を過ぎたとしても、雇った人間が元本をもとにして運転して得た利息は、他所からやって来た様々な人が衣類や金帛を抵当にした類いのものであり、元本がなお存在しているからには、これを、金錢を貸して利息が元本を超過することと比較すれば事態は同じではなく、私債と同じく扱うべきものではない」とある。いま李四二が負っている黄公才の錢はまさしく質庫の利息である。知県は私債として判断したが、それは法律に依拠せずに善悪を判断したものである。そうであればどうして訴訟を終わらせられようか。僉庁は再度原告被告を呼び出し、黄公才のところから李四二の金錢受け取り証文を探し出し、実際に欠損している錢がいくらか調べよ。もしそれぞれ調査し尽くしていない事情がないと分かれば、法律どおりに取り立てて強制返済させればよく、これ以上証人を呼び出す必要はない。

## 【解説】

この文章は、『高橋訳注』三三九―三四一頁、『梅原訳注』三三二―三三四頁に邦訳がある。McKnight and Liuによる英語の抄訳にも収められている (pp.333-334)。邦訳は、宋版に基づいた『梅原訳注』より、明版も参照している。『高橋訳注』のほうが妥当である場合が多いことは言うまでもないが、たとえばここで「片言折獄」の解釈に『論語』顔淵を参照する点では、『梅原訳注』のほうが参考になる。

また、版本による違いについては、宋版は「官廳」を「官聽」、宋版は「借貸」を「借借」とし、明版は「回利」を「因利」とするなどがあるが、中華書局標点本や各種訳注ですでに校勘が加えられている。なお「借貸」は『慶元条法事類』の当該条文では「徑借」となっているから、なお他の諸史料との対比・検討は必要である。

同書の著者は姓と号で記されており、彼らの号・字・名の対応は、中華書局標点本五六四頁に記されている。胡石壁は胡穎のこと。『清明集』三「贍墳田無免之例」に登場する江西崇仁県の樂氏（北宋初期樂史の末裔）など若干を除けば（青木二〇一四）第一〇章参照）、李四二、李五三、李五七など当事者はほとんど無名の人々であって、他のどのような史料にも登場しないことが非常に多い。このように、姓と数字で人物名が表記されることがあるが、これは輩行を表すと考えられている。判語の舞台となる時間・場所については、分かるものも少なくないが、本事例の場合には不明で、著者胡穎の在任地、在任期間から範囲を類推するしかない。

「淳熙十四年申明の敕」は『慶元条法事類』巻八〇に見られる。その本文は「二 条法事類」に掲げる通りである。厳密に見比べれば『慶元条法事類』の「甲」、「乙」を「甲家」、「乙家」、「被雇倩之人」を「雇倩人」、「藉本因而營運」を「因本營運」とし、『慶元条法事類』の「況係主家出本雇人、或憑倩開張質庫、及・銀匹」が抜けている、といった差異はあるが、他は正確に対応する。一般に、『清明集』に引用される法律より『慶元条法事類』のほうが詳細な場合が多いが、

一、「清明集」には『慶元条法事類』等には見られない法律条文が豊かに発見される

二、判語における被引用頻度から当時の社会における各法律条文の重要性を推察できる  
三、節略・引用のしかたにより各法律条文のうちの重要部分がわかる

といった点で、法律条文研究において『清明集』等の南宋判語史料は、法典にも劣らない有用性を持つ。

明清と異なる宋代判語の顕著な特徴は、裁判官が情よりも法律を重視するという明言が多く、また実際の民事的案件（明清でいう所謂「戸婚田土」のこと）に宋代特有の民事法を適用して裁きを下しているものがかかり見られる点にある。

実際、この胡頴は、法解釈によって下級審を覆した。このような例は、量的に豊富な明中期以降の判語においてすら、容易には見出しがたい。しかしこの胡頴の法への姿勢は、范応鈴や宋慈など宋代の裁判官には多く共通している。本事例は、私法的・民法的条文を引用しつつ理論を組み立て、判決を下す宋代判語の一事例である。

#### 【書式】

特に留意すべきことはない。通常はテキストとして用いる中華書局標点本、またもともなった静嘉堂本・明版とも、ことに有意な改行などは行われぬが、引用する際には意味に即して分かりやすく改行してもよからう。

#### 【参考文献】

梅原郁訳注『名公書判清明集』（同朋舎、一九八六年）

清明集研究会編『名公書判清明集訳注稿』（懲悪門・人品門・人倫門・官吏門）（汲古書院、一九九一～二〇一〇年）

中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室点校『名公書判清明集』上・下（北京、中華書局、一九八七年、第二版二〇

〇二年）



高橋芳郎『訳注「名公書判清明集」戸婚門——南宋代の民事的紛争と判決——』（創文社、二〇〇六年）

高橋芳郎『訳注「名公書判清明集」官吏門・賦役門・文事門』（北海道大学出版会、二〇〇八年）

McKnight, Brian E., and Liu, James T. C., (trans.) *The Enlightened Judgements : Ch'ing-Ming Chi: the Sung Dynasty Collection* (New York, State University of New York Press, 1999) (以上、テキスト・翻訳)

青木敦『宋代民事法の世界』（慶應義塾大学出版会、二〇一四年）

許浩『《名公書判清明集》詞匯研究』（北京、人民出版社、二〇一三年）

高橋芳郎『黄勉齋と劉後村 附文文山——南宋判語の訳注と講義——』（北海道大学出版会、二〇一一年）

高橋芳郎「粧奩は誰のものか——南宋代を基点にして——」（三木聰編『宋—清代の政治と社会』汲古書院、二〇一七年所収）

徳永洋介「南宋時代の紛争と裁判——主佃関係の現場から——」（梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年所収）

## 二 一条法事類

### 【解題】

海行法典として宋代にはまず『宋刑統』『建隆編勅』が編纂され、これ以降、編勅が熙寧六年（一〇七三）まで数回編纂された。元豊年間（一〇七八～一〇八五）以降南宋にかけては、編勅にかわって勅令格式が編纂され、さらに南宋には参照の便を図って一条法事類が並行して編纂された。

つまり一条法事類は法典ではなくて、膨大な量にのぼる南宋の勅・令・格・式およびこれと密接に関わる申明・指揮

を、行政実務の課題順に並べた法律の便覧である。分類は律や勅、令の編目ではなく、実務の内容によって門に分かれたれ、また重複を厭っていない。とは言っても、この条法事類は淳熙・慶元・淳祐と、海行の勅令格式編纂のあとに毎回官撰された法律条文集であって、これが四庫の法令之属の律学ではなく歴代通制之属に入れられるのは、法制史研究者にとって噴飯ものと言わざるを得ないが、『中国法制史書目』において『唐律疏義』『宋刑統』と並んで配されているのは允当である。

上記の『清明集』全巻のなかに、律・勅・令・格・式などとならんで特定の年の指揮の条文を引用する事例が四か所ほど見られるが、このように指揮は、裁判においても行政の実務においてもしばしば後法として判断の基準になった。そしてこのような法律の多さ・煩雑さは、荊公新学（王安石の学）への反対派の人々によって、「新書の害」として繰り返し批判された。

ここでは唯一の現存の条法事類である『慶元条法事類』のなかから、前項の清明集で見た質での金銭貸借に関する部分に対応する卷八〇、雜門「出舉債負」を見る。すなわち、複利禁止、金利の上限設定、淳熙十四年随勅申明の三つの法律関係条文がまとまって登場する本部分と前項『清明集』を相互対照させることによって、宋代における法律の具体条文と裁判におけるその運用を知ることができるのである。『慶元条法事類』の由来、版本については現在、「戴二〇〇二」が最も詳しく、詳細はそれにゆずるが、同一の祖本を持つと見られる北京大学図書館本、台湾図書館本、静嘉堂本のうち、本稿では我々にもっとも馴染んだ静嘉堂本（古典研究会、一九六八年）、および楊一凡・田涛総編（戴建国点校）『中国珍稀法律典籍続編』第一冊（哈爾濱、黑龍江人民出版社、二〇〇二年、「戴二〇〇二」を収める）を底本とする。字の異同については【書式】参照。

『慶元条法事類』卷八〇、雜門「出舉債負」

① 原文

雜敕

（一）諸以財物出舉而回利爲本者、杖陸十、以威勢毆縛取索、加故殺罪參等。（二）諸負債違契不償、罪止杖壹伯。（三）諸以債負質當人口（虛立人力·女使雇契同）、杖壹伯、人放逐便、錢物不追。情重者、奏裁。（四）諸以有利債負折當耕牛者、杖壹伯。牛還主。（五）諸命官舉債而約於任所償者、計本過伍拾貫徒貳年（重疊或於數人處舉借皆通計）。財主·保引人知情、計已分過數者、各杖壹伯。數外財物沒官。償訖事發者、各減伍等（仍免追沒）。因於任所受乞·借貸之類、償訖不減。（六）諸放債與兵級者、徒貳年。與將校及剩員若刺面人并出軍家口、杖壹伯以上。取者、各減參等（放債與急脚·馬遞鋪·兵級·曹司及其家者、仍許人告）。出軍家口不坐（放債財物不追）。（七）諸質買急脚·馬遞鋪·兵級·曹司月糧（放債與其家者、同）、依放債法。財物不追、並許人告。（八）諸增價賒賣物與兵級者、杖壹伯（錢物不理）。計所增滿伍貫者、依放債法。（九）諸賒賣官物與兵級者、杖壹伯（價錢未納者、賣人備償）。（一〇）諸監臨官質當所監臨財物、及放債者、徒貳年（若令親戚人容親隨人放債者、准此）。計利賊重者、依乞取監臨財物法。在官非監臨、減壹等。（一一）諸以孤遺宗室錢米麻質當者、徒壹年。孤遺自室質當、減壹等、錢主各與同罪（錢不追）。即因放債及預借財物、買所請錢米而每月取利過肆釐者、錢主杖捌拾（放借財物不追、已請錢米還主）、並許人告。（一二）諸以私債冒作茶鹽錢立約理索者、徒貳年。錢物沒官、許人告、內欠人自首、給賞如格。

關市令

（一）諸以財物出舉者、每月取利不得過肆釐。積日雖多、不得過壹倍。即元借米穀者、止還本色、每歲取利、不得過伍分（謂每斗不得過伍升之類）、仍不得准折價錢。（二）諸負債違契不償、官爲理索。欠者逃亡、保人代償、各不得留禁。即欠在伍年外、或違法取利及高擡賣價、若元借穀米而令准折價錢者、各不得受理。其收質者、過限不贖、聽從私約。

賞令

諸以孤遺宗室錢米麻質當、或因舉債、預借〔靜嘉堂本は借に作る〕買所請錢米、而每月取利過肆釐者、賞錢以錢主家財充。

賞格

（一）告獲放債與急脚・馬遞鋪・兵級・曹司及其家者、錢參貫。（二）告獲放債及預借財物、買孤遺宗室錢米、而每月取利過肆釐者、錢參拾貫。（三）告獲以孤遺宗室錢米麻質當、并（闕字）質當及錢主、錢壹伯貫。（四）告獲以私債冒作茶鹽錢、立約理索者、以沒官錢物給伍分。

隨敕申明・詐僞

乾道肆年伍月伍日敕、民間舉質及還欠負錢、其會子正行使用、不得減退伯數。

隨敕申明・雜敕

淳熙拾肆年陸月貳拾柒日尙書省批狀、刑戶部看詳。民間、如甲以錢壹貫借與乙、買賣經營、後來利息已及貳貫以上者、緣依法積日多、雖不得過壹倍、即係違法取利。自不合理索外、若甲出錢壹伯貫、雇倩乙開張質庫營運、所收息錢、雖過於本、其被雇倩之人、係藉本因而營運、況係主家出本雇人、或憑倩開張質庫、及所收息利既係外來諸色人將衣物・金銀・匹帛抵當之數、其本尚在。比之徑借取利過本者、事體不同、即不合與私債一例定斷。

旁照法・職制敕

諸監臨主司、乞取所監臨贓伯匹、命官奏裁。

旁照法・名例敕

諸稱分者以拾分爲率、稱釐者以壹分爲拾釐。

## ② 訓讀

雜勅

（一）諸て財物を以て出舉して回利し本と爲すは、杖陸十、威勢を以て毆縛し取索せば、故殺罪參等を加ふ。（二）諸て負債違契し償ざれば、罪止杖壹伯。（三）諸て負債を以て人口を質當するは（人力・女使の雇契を虛立するは同じ）、杖壹伯、人は放逐便とし、錢物は追せず。情重きは奏裁す。（四）諸て有利負債を以て耕牛を折當せば、杖壹伯、牛は主に還す。（五）諸て命官の舉債して任所に於て償するを約せば、本を計し、五十貫を過れば徒貳年（重疊或いは數人の處に於て舉借せしは皆な通計す）。財主・保引人の知情するは、已分を計り、數を過れば各々杖壹伯。數外の財物は没官す。償し訖りて事發すれば各々伍等を減じ、（仍ほ追没を免す）。任所に於て受乞・借貸するの類に因るは、償訖するも減せず。（六）諸て放債し兵級に與ふるは、徒貳二年。將校及び剩員若くは刺面人並びに出軍の家口に與ふるは、杖壹伯以上。取は各々參等を減ず（放債し急脚・馬遞鋪・兵級・曹司及び其の家に與ふるは、仍ほ人に告するを許す）。出軍家口は坐せず（放債の財物は追せず）。（七）諸て急脚・馬遞鋪・兵級・曹司の月糧を質買するは（放債し其の家に與ふるは、同じ）放債法に依る。財物は追せず、並びに人に告するを許す。（八）諸て物を増價し賒賣し兵級に與ふるは、杖壹伯（錢物は理せず）。増する所を計し、伍貫に満たざれば、放債法に依る。（九）諸て官物を賒賣し兵級に與ふるは、杖壹伯（價錢未だ納めざれば、賣人備償す）。（一〇）諸て監臨官監臨する所の財物を質當し放債するに及ばば、徒貳年（親戚人に令し親隨人の放債を容るるが若きは、此れに准ず）。利を計り贓重ければ、乞取監臨財物法に依る。在官の監臨に非ざるは、壹等を減ず。（一一）諸て孤遺宗室の錢米麻を以て質當するは、徒壹年。孤遺自室に質當するは壹等を減じ、錢主各々同罪を與ふ（錢は追せず）。卽は放債及び預借財物に因り、請ふ所の錢米を買ひて毎月の取利肆釐を過れば、錢主杖捌拾（放債の財物は追せず、已に錢米を請へば還主し）、並びに人に告するを許す。（一二）諸て私債を以て茶鹽錢を冒作し、立約し理索するは徒貳年。錢物は没官し、人に告するを許す。内、欠人の自首するは賞を給すること格の如くす。

關市令

（一）諸て財物を以て出舉するは、毎月の取利は四釐を過るを得ず。積日多きと雖も一倍を過るを得ず。即ち米穀を元借するは、止だ本色を還すのみにして、毎歳の取利は五分を過るを得ず（斗毎に五升を過るを得ざるの類を謂ふ）、仍ほ價錢を准折するを得ず。（二）諸て負債、契に違ひて償せず、官理素を爲し、欠者逃亡し、保人代償するは、各々禁に留むるを得ず。即ち欠五年の外に在り、或いは違法に取利し及び賣價を高擡し、元と穀米を借り價錢に准折するが若きは、各々受理するを得ず。其の質を收むるも、過限して贖せざれば私約に従ふを聽す。

賞令

諸て孤遺宗室の錢米曆を以て質當し、或いは舉債に因り預借し、所請の錢米を買ひ、而して毎月の取利肆釐を過れば、賞錢は錢主家の財を以て充つ。

賞格

（一）放債し、急脚馬遞鋪・兵級・曹司、及び其の家に與ふるを告獲するは錢參貫。（二）放債及び財物を預借し、孤遺宗室錢米を買ひ、而して毎月取利過肆釐を過るを告獲するは、錢參拾貫。（三）孤遺宗室の錢米曆を以て質當し、及び（闕字）質當及び錢主を告獲するは、錢壹伯貫。（四）私債を以て茶鹽錢と冒作し、立約し理素するを告獲するは、沒官錢物を以て給伍分を給す。

隨敕申明（詐僞敕）

乾道肆年伍月伍日敕、民間の舉質及び欠負錢を還するは、其れ會子は正に使用を行ふべくし、伯數を減退するを得ず。

隨敕申明（雜敕）

淳熙拾肆年陸月貳拾柒日、尙書省批狀し、刑・戸部看詳す。民間、如し甲錢壹貫を以て乙に借與し、買賣經營し、後來利息已に貳貫以上に及ばば、法の積日多からば壹倍を過ぐるを得ざると雖も、即ち違法取利に係るに緣依る。不合の理素に自るの外は、若し甲錢壹伯貫を出し、乙を雇倩し質庫を開張し營運し、收する所の息錢は本より過ぐると雖

も其の被雇傭の人、本に藉り因りて營運するに係る、況や主家出本し雇人するに係るをや。或いは憑傭して質庫を開張し及び收する所の息利、既に外來諸色人、衣物金銀匹帛將て抵當するの數に係るも、其の本尙ほ在り。之れを徑借し取利過本なるに比ぶれば、事體同じからず、即ち合に私債と一例に定斷すべからず。

旁照法・職制敕

諸て監臨主司、監臨する所を乞取するは、贓伯匹なれば命官奏裁す。

旁照法・名例敕

諸て分を稱さば、拾分を以て率と爲し、釐を稱さば、壹分を以て拾釐と爲す。

### ③ 語釈

〈出舉〉舉は「取る」。「出して取る」はもともと融資の意。『呂氏春秋』樂成に「財物之遺者、民莫之舉」とあり、高誘注に「舉、取也」とある。〈回利爲本〉複利をいう。上記慶元関市令、また「仁井田一九三二」参照。〈杖陸十〉「川村一九九三」は決重杖一頓死の杖数を六〇と解する。〈人力・女使〉男女の奉公人。「高橋二〇〇一」参照。『高橋訳注』(戸婚門)六〇八頁では「女使」は女性の、「人口」は男性の奉公人のことで、法律でも民間でも用いられたとする。〈人放逐便〉「逐便」、「逐便に放つ」とはともに、官位を剥奪し平民に落とすことを意味する官制用語であるから、ここでの「人」は官人であろう。〈奏裁〉上奏を行い皇帝の裁断を仰ぐの意。〈舉債〉債を取ることを。〈約於任所償〉「約償」とは貸し出し、錢を取ることを。例えば青苗法では、中熟すなわち中程度の出来を評価して価格とし、必ず錢で償還させる、とした(『宋史』卷三三一、張問伝「青苗法行…有司約中熟爲償而必償緡錢」)。本条では末尾の受乞・借貸とともに、返済を受けるのが任地であることが、特に問題にされている。〈已分〉あらかじめ定められた、のこのと。〈償訖〉完済すること。〈受乞・借貸之類〉本条全体が唐職制律「諸監臨之官家人、於所部有受乞・借貸・役使・賣買有剩利之屬、各減官人罪二等。官人知情與同罪、不知情者各減家人罪五等」(『唐律疏義』一四六)の流れのうえに

あり「監臨官の家人」がここでは「命官」、「所部」が「任所」、「受乞・借貸・役使・賣買剩利有るの屬」が「受乞・借貸するの類」に変化している。〈放債〉『容齋五筆』卷六「俗語放錢」に「今人の本錢を出し以て規利し入する。俗語に之れを放債と謂ふ」とあり。唐律には用いられない用語。南宋中期すでに放債による兵への貸し付けが取り締まられた（『宋会要輯稿』刑法二・一一三「禁約」、淳熙一六年二月四日「登極赦、私放軍債及質買所轄請給賞賜、前後約束甚嚴」；訪問諸軍回易市帛等物、賒與官兵、重搭息錢、却於請給內過數除剋…）。〈兵級〉宋代史料では「兵級」で熟しているので、「兵・級」とすべきではない。『慶元条法事類』卷五二、公吏門命令勅に「諸稱公人者、謂前專副・庫・稱・掐子（稱子、秤子を指す）・杖直・獄子・兵級之類」とあるのがよく知られている。主として公人（胥吏を「公人」「吏人」「公吏」と称した）の解説として「周藤一九六二」「梅原一九八五」五〇三〜五〇四頁、「宋史刑法志記注（上）」などがこれを参照している。〈將校〉兵卒の上官。〈急脚・馬遞鋪・兵級・曹司〉文書の伝送制度の要員。これらの相互関係については、「曹二〇〇六」四八〜五〇頁等。〈出軍家口〉兵を出し残された家の人。〈放債法〉雜勅七・雜勅八に見えるが、放債の罰則内容を定めた法律条文は雜勅一〇以外に『宋会要輯稿』食貨二七―五紹興三〇年五月一二日条に「在法、監臨官司放債者、徒二年。監臨之官受所監臨財物八匹、徒一年、八匹、加一等、五十匹、流二千里。乞取加一等、彊乞取者、准枉法論」もある。この「監臨官が放債すれば徒貳年」という内容が「放債法」の核心である。〈賒賣〉掛け売り。除は売買のあと支払いを遅らすこと。『作邑自箴』卷八「牙人付身牌約束」「一、不得高擡價例、賒賣物貨、拖延留滯客旅、如是自來體例除賒限錢者、須分明立約、多召壯保、不管引惹詞訟」とある。〈監臨官〉唐律から多く見られる用語で、管轄内の官吏・官物を管理する責任を有する、官品のある州県官以上の者を指す。『吏学指南』「統属」には「統攝案驗、謂之監臨」とある。「監臨」は彼らがその責を以て監督すること。〈親隨人〉官僚の警護や指令の実施に従事する随員のこと。〈乞取監臨財物法〉唐職制律にすでに「諸貸所監臨財物者、坐贓論。若賣買有剩利者、計利、以乞取監臨財物論」云々とあるが、右記『宋会要輯稿』食貨二七―五紹興三〇年五月一二日条ではさらに「受」



「乞取」「彊乞取（強乞取）」についてそれぞれ罰則が定められ、さらに後述の旁照法には一〇〇匹で命官奏裁とある。

〈孤遺宗室〉「孤遺宗子、州縣に散居せるは、錢米を支請す」（『宋会要輯稿』帝系六・四紹興三年八月二九日）と、本人の死後残された各地の宗室に錢米が支給された。また「諸以孤遺宗室錢米曆質當者徒一年、孤遺自質當者減一等。錢主各與同罪、其錢不追。即因舉債及預借錢物買所請錢米、而每月取利過四釐者。錢主杖八十、舉借錢物不追、已請錢米還主、許人告」（『宋会要輯稿』帝系五・一八崇寧二年二月三日）と彼等に支給された錢米曆を質草にした融資を禁じる規定もあつた。〈錢米曆〉錢米曆子のこと。曆子とは官僚的な記録、証明書。慶元五年一月二日広東提刑陳暉の言に、「錢米曆子を官置し、各家に付し收掌せしめ、預借するを許さざれ」（『宋会要輯稿』食貨六〇・一「居養院」同日条）とあることから、慶元当時はその預借が問題視されていたことがわかる。支給証明書。〈預借〉租税の前借り、あるいは広く先んじて取り立てること。〈請錢米〉宗室や、敵から宋朝についた帰正人に支給される錢米のこと。「所請錢米」を、単に「請錢米」ということもある（『宋会要輯稿』帝系六・四紹興三年八月二九日等）。〈茶鹽錢〉北宋末には兩税とならぶ専売税の一種。「梁二〇一四」二七〇頁に詳しい。南宋には各所で徴収される雜税と化した。〈欠人〉茶塩錢を未納のままにした者。〈積日雖多、不得過壹倍〉申明では「積日多、雖不得過壹倍」とあり、そこではそのように読んだが、意味からして雜敕本文が正しいであろう。〈官爲理索〉「理索欠負」つまり借金の取り立てを官が行うこと。〈伯數〉貫伯（税錢の額）の数の意。「柳田一九九五」八五頁には貫伯が各地の慣習にもとづいて運用されていた事を伝える。民間で会子は好まれなかつたから、本条ではその数の減退を禁じている。〈雇倩〉雇うこと、雇われた人。

④ 和訊

雜勅

〈一〉およそ、財物によって貸し付け複利を取れば杖六十。威力によって殴り縛り、取り立てれば、故殺罪三等を加える。〈二〉およそ、契約に違反して負債を返済しなければ、罪は杖一百にとどめる。〈三〉およそ負債によって、人

を質に取る（人力・女使の虚偽の雇用契約を結ぶのも同じ）は杖一百、人〔貸し主が官員である場合〕は官位を剥奪し、負債は没収せず、悪質な場合は奏裁する。〈四〉およそ有利子負債に耕牛を引き当てて質にした場合は、杖一百、牛は主に還す。〈五〉およそ、官員が任地において返済する約束で借金する場合には、借金が計五〇貫を過ぎれば徒二年（二人の官員が同じ人から何度も借りたり、複数の人から借りたりしている場合は、通計する）。貸主、仲介人の、事情を知るものは、料定されていた金額を計算し、金額が「五〇貫を」超過していれば杖一百、「五〇貫を」超える分は没収する。すでに返済してから発覚した場合は、それぞれ五等を減ず（それ以上の没官はしない）。任地で受乞・借貸した場合は、完済したとしても、減じない。〈六〉およそ兵士に貸し付ければ、徒二年。将校、剩員、刺面の人、出兵の家人に貸し付ければ、杖二百以上。借りた側は、各の三等を減ずる。（急脚・馬通鋪・兵級・曹司及び其の家に貸し付ければ、さらに人々に告発させ）出兵の家人は罪を問われない（財物を取り上げることはない）。〈七〉およそ、急脚馬通鋪・兵級・曹司の月給を質取りすれば（その家の者に貸し付ければ）、放債法を適用し、財物は取り上げず、また人々に告発させる。〈八〉およそ、物をふっかけて兵級に掛け売りすれば杖一百。（銭物は沙汰せず）ふっかけた分を計算して五貫以下なら、放債法を適用する。〈九〉およそ、官物を兵級に掛け売りすれば杖一百（まだ支払われていない場合には、売り主が〔官に對し〕賠償する）。〈一〇〉およそ監臨官が管理する財物を質出し、あるいは貸し付けすれば、徒二年（親戚に命令し、親隨人の放債を許せばこれに准ずる）。利を計り贓が重ければ、乞取監臨財物法に依る。在官の監臨でないものは、一等を減ずる。〈一一〉およそ孤遺宗室の錢米を質として貸し出した場合には、徒一年。孤遺が自ら質に出した場合は、一等を減じ、金の貸し主は同罪とし、借金は返済しなくてよい。錢主にはみな同罪を与え（借金は追徴しない）。あるいは放債または及預借財物の預借を利用して、「宗室などが」もらうことになっている錢米をかたに貸し付けし、実際に支給された錢米は貸主が取るが、その場合の毎月の利率が四パーセントを越えれば貸し手は杖八十（放借の財物は返済に及ばず、已に請した錢米は当人に還し）、みな人に告するを許す。〈一二〉およそ私債であるのに茶塩錢として契約をた

てて取り立てをすれば徒二年、錢物は没官し、人々に告発させる。そのなかでも欠人が自首すれば〔賞〕格に従つて賞を給する。

関市令

〈一〉およそ財物によつて出挙する場合、月利は四パーセントを過ぎてはならぬ。最終的に〔利息が元本を〕過ぎてはならぬ。また米穀を借りる場合の返済は米穀に限り、年利は五〇パーセントを過ぎてはならぬ（一斗に対して利子が五升を過ぎてはならない、など）。なお現金に換算し返済することはならぬ。〈二〉およそ負債で、契約に違反して返済しなければ、官が強制取り立てを行う。債務者が逃亡し、保証人が弁済する場合、各人を拘禁してはならない。もし返済停滞が五年以上であったり、違法利率であったり、価格の評価を後からつり上げたりしても、貸借した穀物を金錢に換算して弁済しようとした場合は、受理しない。質草を取っており、期限を過ぎても返済されない場合は、当事者同士の契約に従ふこととする。

賞令

およそ孤遺宗室の錢米曆を質草としたり、あるいは借金の際、金錢を貸し出して請求した錢米を質入れさせて金錢を貸し出した場合、毎月の利率が四パーセントを超えれば、〔告発人への〕賞金には、貸し出し主の家財を充てる。

賞格

〈一〉貸し出しをし、急脚・馬通鋪・兵級・曹司またはその家族に与えたのを告発あるいは捕獲した者には錢三貫。〈二〉孤遺宗室錢米をカタにして錢あるいは財物を貸付け、利率が年四パーセントを過ぎたのを告発あるいは捕獲した者には錢三貫。〈三〉孤遺宗室の錢米曆を質に取つて貸し付けをし、並びに（鬪字）質当、及び貸し主を告発・捕獲したものは、錢一〇〇貫。〈四〉およそ私債であるのに茶塩錢として契約をたてて取り立てをすれば没官した錢物を〔賞に充て〕五割を給する。

随勅申明・詐偽勅

乾道四年五月五日の勅。民間の貸し付けおよび債務返済の額で、その会子は額面通り使用し、貨幣換算の額を減じるべきではない。

随救申明・雜勅

淳熙一四年六月二十七日、尚書省の批状によれば、刑・戸部が以下のように看詳している。民間でもし甲家が錢一貫を出して乙家に貸し出し、「乙家が貸金業ではなく普通に」運用し、後に利息が二貫以上になってしまふと、時間が経つても利が二倍以上となつてはならないという法律により、利子の違法取り立てとなつてしまふ。不当に無理に徴収する場合以外は、もし甲家が錢一〇〇貫を乙家に出資し「乙家が」質屋を開いて営業した場合、生まれた利息が元本を過ぎたとしても、それは雇われた人「乙」が元本を本にして運転した結果であつて、それは外部の様々な人が衣類や金帛を抵当に入れることで収益した額で、加えて元本がなお存在しているのだから、これを、「通常の」金銭を田貸し付けで利息が元本を超過することと比べれば、事態が異なっているのだから、私債と同じく扱うべきものではない「質屋で運用する場合は、利子が元金を超えても、一般の借金と異なるので、違法取利にはならない」。

旁照法・職制勅

およそ監臨主司、管理しているものを無理に取れば、贓一〇〇匹になれば官に命じて奏裁する。

旁照法・名例勅

およそ分は十分の一という率であり、釐は、一分を一〇釐とする。

### 【解説】

「一 判語」で紹介した『清明集』の胡頰による事例では、まず李家が払った利息を計算し、「以財物出舉、而回利

爲本者」には当てはまらなないと事実認定するが、これはこの『慶元条法事類』の雜勅（一）を参照したものである。次に『清明集』で下級審である知県が「積日雖多、不得過一倍之法」に抵触すると判断した際の「法」とは、直接的には本項『慶元条法事類』関市令（一）の「諸以財物出舉者、每月取利不得過肆釐。積日雖多、不得過壹倍」である。

ところが、この雜勅（一）と関市令（一）は、唐の雜令においては実は同一条文で、しかも別種の令に含まれていた。『宋刑統』卷二六「受寄財物輒費用 公私債負」には、（唐）雜令として

諸公私以財物出舉者、任依私契、官不爲理。每月取利、不得過六分。積日雖多、不得過一倍。若官物及公廩、本利停訖、每計過五十日不送盡者、餘本生利如初、不得更過一倍。家資盡者、役身折酬。役通取戶內男口、又不得回利爲本（其放財物爲粟麥者、亦不得回利爲本及過一倍）。若違法積利、契外掣奪及非出息之債者、官爲理。收質者、非對物主不得輒賣。若計利過本不贖、聽告市司對賣、有剩還之。如負債者逃、保人代償。

とある。つぎに、これを天聖令のなかに見てみると、やはり天聖雜令（『天一閣藏明鈔本天聖令校証』上、三四〇頁）に、諸以財物出舉者、任依私契、官不爲理。每月取利不得過六分。積日雖多、不得過一倍、亦不得迴利爲本（其放物者準此）。若違法責利、契外掣奪、及非出息之債者、官爲理斷。收質者若計利過本不贖、聽從私納。如負債者逃、保人代償。

とある。ところが、『慶元条法事類』において「積日雖多、不得過一倍」部分は関市令に、「不得回利爲本」部分は雜勅に分かれてしまった。

胡穎が「初非以財物出舉、而回利爲本者」といい、そして「積日雖多、不得過一倍之法」であるかを論じたときに、その思考内には慶元関市令ではなく、以前から存在した雜令が念頭にあった可能性がなかったのかといえ、そこは分からないが、南宋判語が現存する直近の勅令格式に従わずに古い律令を引くことはないから、直接的には古い雜令ではなく、やはり慶元雜勅、慶元関市令を引いたのだろう。だが、もし『慶元条法事類』が残されていなかったら、

我々は慶元雜勅、慶元関市令の存在を知り得ず、胡穎が引いたのが古い雜令だと予想していたかも知れないから、やはり条文そのものを列挙する『慶元条法事類』は貴重なのである。

しかも、『事林広記』に引かれる「至元雜令」「典質財物」には、

諸・以・財・物・出・舉・者、毎・月・取・利・不・得・過・三・分、積・日・雖・多、不・得・過・一・倍、亦・不・得・回・利・爲・利・本・及・立・倍・契。若・欠・戶・全・逃、保・人・自・用・代・償。

とあって、金制を継いだ元初にもまた、唐雜令に近い雜令が用いられていた。このように見ると、南宋の勅令が唐・北宋前半・元の令とは相当違った内容だったことが分かる。なお仁井田陞は、開元二五年雜令の復元にあたって『宋刑統』、『慶元条法事類』、「至元雜令」すべてを参照している（『唐令拾遺』七八九頁）。

次に上記判語で胡穎が「淳熙十四年申明之勅」と言っているが、こちらは明確にこの『慶元条法事類』中の隨勅申明「淳熙拾肆年陸月貳拾柒日尙書省批狀、刑戶部看詳」を指し、それ以外にはない。胡穎は事実認定として雜勅を用い、知県と胡穎で当該事案に適用するか否か見解が分かれた本事案の関連諸法の核心は利子総額が元本を超えてはならぬという慶元関市令であるが、胡穎が知県の判決を覆すのに用いたのが、雜勅に関する淳熙十四年申明であった。当該事案において、知県の判断は慶元関市令のみ、あるいは極論すれば唐・北宋の雜令のみにもとづいたのだが、胡穎はその知県に、慶元雜勅の申明を突きつけて判決を覆したのである。さらに利子総額について、養老令雜令に見られる永徽令では「雖過四百八十日不得過一倍」と、期限が区切られている。それが唐開元・北宋天聖・元の雜令、および南宋の関市令・雜勅申明では「積日雖多不得過一倍」となっている。元以降にはその原則が「一本一利」と称されるようになった（『安部一九七二』一〇七頁、『岡本一九七六』一五四頁）。さらに近代の調査では「子不過母」「止利還本」などこの一本一利についての地域による呼称の差異も明らかにされている（『中国農村慣行調査』Ⅱ一九九、二二六頁、Ⅲ三二〇頁、Ⅳ二二五、二六二頁、Ⅴ二六四、二六五、五八七頁）。加えて朝鮮でも子母停息法としてこれと同じ原則があった。

永徽、開元、天聖、至元の雜令、慶元の関市令は、この東アジアに相当程度普遍的であった利子上限の考えを法律化したものだった。

なお、宋代法全般に言えることだが、その淵源を唐の律令に持つ法条は多く、唐律・唐令研究（代表的なものとして「滋賀一九五八―六四」、「律令研究会一九七五」、「仁井田一九三三」など）が宋代法制史料読解においても基礎となることは言うまでもない。

### 【書式】

本文は一条で改行となるが、ここでは紙幅の関係で条文ごとに（一）（二）以下の番号を振った。『慶元条法事類』を通じて各門の各項目とも、まずその項目に関する勅令格式が挙げられるが、このケースでは勅は雜勅のみである。

また、「随勅申明」の項目には、通常「職制」「厩庫」「名例」など、勅の名ごとに申明が分類されるが「雜勅」のみは「雜」ではなく二文字で「雜勅」と記される。

旁照法は、参考とすべき法令であつて、これは主として勅が多い。字体として静嘉堂本は曆は厩、得は得などの筆写体を用いることが多いが、本稿では通常の字体に揃えた。また“並”は“並”とし、“并”はそのまま“并”としたが、戴建国点校本では同字と見て区別せずに“並”としてあることがある。「壹」、「貳」、「參」…を「一」、「二」、「三」…と直してもよいが、本稿では原文を伝えるべくそのまま、「壹」、「貳」、「參」…と残してある。

### 【参考文献】

安部健夫『元代史の研究』（創文社、一九七二年）

稲田奈津子「慶元条法事類と天聖令——唐令復原の新たな可能性に向けて——」（大津透編『日唐律令比較研究の新段階』

山川出版社、二〇〇八年所収)

稲田奈津子「北宋天聖令による唐喪葬令復元研究の再検討——条文排列を中心に——」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一八号、二〇〇八年)

梅原郁『宋代官僚制度研究』(同朋舎、一九八五年)

岡本敬二『通制条格の研究』三(国書刊行会、一九七六年)

川村康「宋代杖殺考」(東京大学『東京大学東洋文化研究所紀要』一二〇冊、一九九三年)

川村康「宋令変容考」(『法と政治』六二卷一号下、二〇一二年)

滋賀秀三「訳註唐律疏議」(一)～(五)(『国家学会雑誌』七二卷一号、七三卷一、七三卷三、七三卷四号、七四卷三・四号、七八卷一・二号、一九五八～六四年)

周藤吉之『宋代経済史研究』(東京大学出版会、一九六二年)

曹家齊『宋史研究叢稿』(台北、新文豐出版、二〇〇六年)

戴建国「点校説明」楊一凡・田濤主編『慶元条法事類』(哈爾濱、黑龍江人民出版社、二〇〇二年)

高橋芳郎「部曲・客女から人力・女使へ——唐宋間身分編成原理の転換——」(菊池英夫『変革期アジアの法と経済』科研報告書、一九八三年、のち高橋芳郎『宋・清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年所収)

「中国近世の法制と社会」研究班「宋史刑法志訳注(上)」(『東方学報』京都六四冊、一九九二年)

中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』(岩波書店、一九八一年)

趙昉「慶元令条文来源考——以河渠令和駅令為例——」(『中国史研究』(中国史学会)八〇、二〇一〇年)

趙昉「唐宋《倉庫令》比較研究」(『中国経済史研究』二〇一四年二期)

趙昉「試論宋代法律体系の多元結構——以宋令為例——」(『史林』二〇一七年四期)



天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令課題組『天一閣藏明鈔本天聖令校證——附唐令復原研究——』上・

下（北京、中華書局、二〇〇六年）

仁井田陞「唐宋時代に於ける債権の担保」（『史学雑誌』四二編一〇号、一九三二年、のち仁井田陞『中国法制史研究』〔土地

法・取引法〕東京大学出版会、一九六〇年所収）

仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化学院東京研究所、一九三三年）

柳田節子『宋元社会経済史研究』（創文社、一九九五年）

律令研究会編『訳註日本律令』（唐律疏議訳註篇）上・下（東京堂出版、一九七五年。二〇〇八〜二〇〇九オンデマンド版は未

見）

梁庚堯『南宋塩権——食塩産銷与政府控制——』（台北、国立台湾大学出版中心、二〇一四年）

### 三二 会要

#### 【解題】

『宋会要輯稿』は、基本的には宋初から南宋嘉定頃までの出来事を記した会要である。宋代の会要は『永樂大典』を通じて残され、清代に『唐会要』を編纂するという名目のもとに徐松が採録したのがこの『宋会要輯稿』であった。つまり『宋会要』とは、南北宋の各種会要を指すことになるから、徐松の『宋会要輯稿』は略記するのであれば『宋会要』ではなく、本来は『輯稿』とでもすべきである。だが明末清初にはすでに激減していた『永樂大典』自体の伝来に不明な点が多く、『宋会要輯稿』もまた、そのもとなつた会要などについて分からないことが多々ある。北宋の慶曆、元豊、政和、南宋の乾道、淳熙、嘉泰、慶元、嘉定などの年号を付した当時の会要の名が『宋会要輯稿』各所に

見られるが、その相互関係は極めて複雑であり、近年の研究では乾道九年（一一七三）末を境として、『五朝会要』、『統  
国朝会要』、『中興会要』、『淳熙会要』の一部が併わさって太祖から乾道九年までをカバーした部分と、『淳熙会要』の  
一部、『光宗会要』、『寧宗会要』が併さってそれよりのちをカバーした部分の二つから構成されると考えられている  
（陳一九九五）。

しかしそれでもなお、残された『宋会要輯稿』は一千万字近くに達し、法制史に限らず、両宋を通じた最も貴重な  
史料である。漕運関係の勅・令・格・式・随勅申明の条文がまとめられた「食貨」四五・八〇一四「漕運令格」など  
もあるが、『宋会要輯稿』は基本的には特定のトピックについて一日一条によって記された出来事の記録となっている。  
さらにその多くは臣下の上奏の後に「之れに従ふ」と、その日付に詔令があったことを伝える形式である。

本節ではその典型的な部分の一つとして、刑法・禁約を取り上げることとした。例えば本項後述の刑法二一六六政  
和三年六月一日条には、銅錢を銷毀して器皿を作る者が民間に多いから、錢宝を毀壞することを禁止する法律を尚  
書省に申明させ、賞を立てるよう詔があり、その際、政和賞格に「告獲釵銷、磨錯、翦鑿錢取銅以求利及買之者、杖  
罪錢一十貫。徒一年錢二十貫、每等加一十貫。流二千里錢七十貫、每等加一十貫」とあるのにもとづき、詔があつて  
杖罪には五〇貫、徒一年には七〇貫、流二千里には一〇〇貫と加えることとなった。そして『慶元条法事類』二九權  
禁門「銚鑿錢寶」に載せられた慶元賞格には実際に錢を銚銷し、また磨錯翦鑿して銅を取り器物を鑄造した工匠や販  
売人を告発した諸色人は、杖罪相当で錢五〇貫、徒一年相当で錢七〇貫、每等加一〇貫、流二千里相当で錢一〇貫、每  
等加一〇貫とあるから、『宋会要輯稿』に伝えるこの記事が『慶元条法事類』中で実際の南宋の法律条文に実現してい  
ることが見てとれる。

ここでは、新法・旧法両党の間で政策がめまぐるしく入れ替わった北宋末徽宗時代の禁約記事のなかから、「法律条  
文関連事項」として、立法措置に密接な関係のあるものを六条（史料Ⅲ）、また「民間慣習関連禁令」として、当時

の南中国の大きな社会現象であり、王朝として迅速な対応が求められて多くの禁令が出された宗教・慣習関連の条文一〇条〔史料IV〕を読んでゆく。なお、『宋会要輯稿』は「刑法二一四四」など、その板框に振られた番号〔書影2左参照〕と日付で条文を記するのが普通だが、ここはすべてが「刑法」なので繰り返しを避けて「二一四四」などと「」で記すこととした。『宋会要輯稿』は、ながらも北京図書館本を影印した中華書局本（一九五七年）が用いられているが、近年点校作業が進み、最新のものとして上海古籍出版社から一六冊セットで活字本が出された（二〇一四年、以下「上海古籍本」と称す）。

【史料III】 書影2（左）

『宋会要輯稿』刑法二「禁約」（法律条文関連事項）

① 原文

〔二一四四〕〔崇寧三年〕六月十二日、臣僚言「檢會前後臣僚奏請有礙條禁。特乞且依今來指揮施行、其類非一、甚非所以維持紀綱、與衆共守之意。欲乞惟供奉至尊、及措置邊防、法難具載者、許臨時奏請、其餘著在敕令、並仰有司遵守。所有特乞權依今來指揮之類並罷、庶使因緣苟且之人無復有意外之幸」。詔從之、如今後輒敢陳乞、以違制論、仍令御史臺覺察彈奏。

〔二一四五〕〔崇寧四年〕四月十二日、中書門下省送到白劄子「勘會、民間私鑄錢寶及私造諭石銅器、各有條格、及朝廷近降指揮、自合遵守外、全藉監司州縣及巡捕官司、上下究心、方能杜絕。今具約束事件下項。一、私鑄錢、私造銅器罪賞條禁、並仰於逐地分粉壁曉示、仍真謹書寫、監司所至點檢。一、獲私鑄錢寶、私造銅器合支賞錢。才候見得情由、即據合支數目立便支給、各於犯人名下理納入官。一、鄰保內如有私鑄錢寶、私造銅器之人、若知而不告、並依五保內犯知而不糾法。一、提刑司每歲比較巡捕官所獲私鑄錢寶、私造銅器、一路最少之人名二員聞奏、當議除合得罪賞

外、明行陞黜、以爲勸戒」。從之。

〔二一五六〕〔政和〕二年二月五日、臣僚言「一時特旨、乃人主威福操縱御下之權、豈容攀援爲例。乞詔有司、恪遵成法、不得以例決事。頃歲命一司敕令所以六曹事可爲永制者修爲法、其出自特旨、非有司所決者、編集以備稽考。閱歲斯久、未聞奏御。亦乞立限修纂」。詔自今援例破條者徒二年。令御史臺覺察彈奏。

〔二一六四〕〔政和五年〕八月十一日、刑部・大理寺奏「修立到條法。諸臣僚・樞密院都承旨・左右司郎官（二省錄事都事、樞密院逐房副承旨、差守闕當官、法司及貼司同）大理寺、開封府、國子監太學辟廱官（赤縣若左右廂縣勾當公事）不許出謁及接見賓客。翰林學士承旨、翰林學士、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、太子侍讀侍講、尙書刑部、殿中省官、司農寺長貳丞、並禁出謁、假日卽見客。尙書省官、六曹、祕書省及寺監、御史臺檢法主簿、遇假日聽出謁、仍許見客」。從之。

〔二一六五〕〔政和五年〕十一月四日、臣僚言「諸色人燃頂、煉臂、刺血、斷指、已降指揮、並行禁止、日來未見止絕。乞行立法」。詔「毀傷支體、有害風教。況夷人之法、中華豈可效之。累有處分、終未能革、可徧行下。違者以大不恭論。添賞錢三千貫文。監司、守臣知而不舉覺、與同罪。京師委開封府嚴行禁止」。

〔二一六六〕〔政和六年〕六月十一日、詔「訪聞諸路民間多是銷毀銅錢、打造器皿、毀壞錢寶、爲害不細。仰尙書省申明條法、重立賞、嚴行禁止」。檢會政和賞格、告獲銜銷、磨錯、剪鑿錢取銅以求利及買之者、杖罪錢一十貫。徒一年錢二十貫、每等加一十貫、流二千里錢七十貫、每等加一十貫。詔於賞格內杖罪添作五十貫、徒一年七十貫、流二千里一百貫、餘並申明行下。

## ② 訓 誥

〔二一四四〕〔崇寧三年〕六月十二日。臣僚言へらく「檢會するに、前後臣僚奏請、條禁を礙る有り。特に且らくは、今來指揮に依り施行するを乞ふは、其の類一に非ず、甚だ紀綱を維持し、衆と共守する所以の意に非ざるなり。欲し乞

ふらくは、惟だ至尊を供奉し及び邊防を措置するも、法の具載し難きは、臨時に奏請するを許し、其の餘の著して勅令に在るは、並びに有司に仰せて遵守せしめんことを。所有あつゆ特に乞ひて權りに今來指揮に依るの類並びに罷むれば、因縁苟且の人をして復た意外の幸有る無からしむるに庶からん」と。詔して之れに従ひ、如し今後輒りに敢へて陳乞せば、違制を以て論じ、仍ほ御史臺に令して覺察彈奏せしめん。

〔二一四五〕〔崇寧四年〕四月十二日、中書門下省送到せし白劄子「勘會す。民間に錢寶を私鑄し、及び礮石・銅器を私造するは、各々の條格及び朝廷の近降指揮有り、合に遵守すべきに自るの外、全て監司、州縣及び巡捕官司よに藉り上下究心し、方に能く杜絶すべし。今、約束事件下項を具す。一、私鑄錢、私造銅器の罪賞條禁は、並びに仰せて逐地分に於て粉壁もて曉示し、仍ほ眞謹書寫し、監司至る所にて點檢す。一、私鑄錢寶、私造銅器を獲ふれば、合に賞錢を支すべし。初めて情由を見得するを候ち、即ち合に支すべき數目に據りて立便に支給し、各々犯人の名下に於いて理納し入官す。一、鄰保内、如し私鑄錢寶、私造銅器の人あるも、知りて告げざるが若きは、並びに五保内犯知而不糾法に依る。一、提刑司、歲毎に巡捕官獲ふる所の私鑄錢寶・私造銅器を比較し、一路最少の人名二員もて聞奏し、當に議して合に得べきの罪賞を除くの外、陞黜を明行し、以て勸戒と爲す」と。之れに従ふ。

〔二一五六〕〔政和〕二年二月五日、臣僚言へらく、「一時の特旨は乃ち人主の威福もて御下を操縱するの權なれば、豈に攀援して例を爲すを容れんや。乞ふらくは有司に詔し、成法を恪遵し、例を以て決事するを得ざらしめんことを。頃歲、一司敕令所に命じ、六曹の事を以て永制と爲す可きは修して法と爲し、其れ特旨自り出で、有司の決する所に非ざれば、編集し以て稽考に備え。閱歲斯久にして未だ奏御を聞かざるは亦た立限し修纂せんことを乞ふ」と。詔し、自今、援例破條せしは徒二年、御史臺に令して覺察彈奏せしむ。

〔二一六四〕〔政和五年〕八月十一日、刑部・大理寺奏す「修立したる條法。諸て臣僚・樞密院都承旨・左右司郎官（二省錄事都事・樞密院逐房副承旨・差守闕當官・法司及び貼司、同じ）・大理寺・開封府・國子監太學辟離官（赤縣は左右廂

縣勾當公事の若き)、出謁及び賓客を接見するを許さず。翰林學士承旨、翰林學士、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、太子侍讀侍講、尚書刑部、殿中省官、司農寺長貳丞は、並びに出謁を禁じ、假日は即ち見客す。尚書省官、六曹、祕書省及寺監、御史臺檢法主簿、假日に遇へば出謁を聽し、仍ほ見客を許す」と。之れに従ふ。

〔二一六五〕〔政和五年〕十一月四日、臣僚言へらく「諸色人の燃頂、煉臂、刺血、斷指するは、已降せる指揮もて並びに禁止を行ふも、日來、未だ止絶するを見ず。立法を行ふを乞ふ」と。詔す「支體を毀傷するは、風教を害する有り。況や夷人の法、中華豈に之れに效ふべけんや。累ねて處分有るも、終に未だ能く革せず、徧く行下すべし。違ふ者は、大不恭を以て論ず。添賞錢三千貫文。監司守臣、知りて舉覺せざるは同罪を與ふ。京師は開封府に委ねて禁止を嚴行す」と。

〔二一六六〕〔政和六年〕六月十一日、詔す「訪聞すらく諸路民間、多く是れ銅錢を銷毀し、器皿を打造し、錢寶を毀壞し、害爲ること細ならず。尚書省に仰せて條法を申明し、賞を重立し、禁止を嚴行せしめん」と。政和賞格を檢會し、錢を銚銷・磨錯・剪鑿し銅を取り以て利を求め及び之れを賣る者を告獲せば、杖罪は錢一十貫。徒一年は錢二十貫、等毎に一十貫を加へ、流二千里は錢七十貫、等毎に一十貫を加ふ。詔し、賞格内に於て杖罪は五十貫を添作し、徒一年は七十貫、流二千里は一百貫、餘は並びに申明行下す。

### ③ 語釈

〈因緣苟且〉私情により法を守らないこと。〈礪石〉鑰石(真鑰)のこと。『宋会要輯稿』刑法一、紹聖二年二月二七日に「尚書省言詳定重修敕令所修立禁私鑄錢法。從之」とある。〈條格〉ここで「民間私鑄錢寶……各有條格」と示される法律は、具体的には『慶元条法事類』卷二八、權禁門「銅鑰石鉛錫銅礦」に見られる職制令「諸巡捕官、獲私造銅鑰石之物、所屬監司歲終比較(謂私造銅鑰石係提點刑獄司比較之類)奥最多(最少之人最少謂地分内透漏及犯者數多而獲到數少者)每路各貳員以聞」であろう。〈巡捕官〉巡捕にあたる下級官吏。主簿など。『史学指南』「官稱」に「巡捕

官。謂不分地面、包括巡捕之官也」とある。〈粉壁曉示〉官署の壁に書いて告示すること。「朴二〇一〇」参照。〈援例破條〉例の積み重ねが法規範となる傾向が強かった明・清とは異なり、宋朝は政治・行政において明確に例より法を優先させたので、「用例破條」「引例破法」という、例をもって法を破ることへの批判が多く見られた。〈辟靡官〉辟雍（あるいは辟廱、辟離、璧雍）とは西周の天子の大学の学を指すが、北宋熙宗期には蔡京の天下三舍法において、太学の外舎を辟雍といい、そのなかでは有力者の子弟は他より優遇されていた。ここでは「国子監太学の辟靡官」であろうか。大観三年には「大観重修國子監太學辟靡勅令格式・申明・一時指揮」が修立されている（『宋会要輯稿』職官二八・一八、大観三年四月八日条）。〈赤縣〉一定のレベルの県。国都開封・応天府・大名・河南の四京、京兆・太原・真定・江寧など特別区域の県には赤・次赤・畿・次畿の等級がつけられていた（『梅原一九八五』二〇一頁）。〈左右廂縣〉各州に付設された、廂のある附郭県ではないかとされている（『包二〇〇七』）。〈出謁〉・〈禁出謁〉面会についての禁止事例で、刑法禁約は、これについての規定を知の上でもっともまとまった史料である。「宮崎二〇一〇」第七章に詳しい。〈燃頂〉仏教などの修行の一種。宋元によく見られる。〈累有處分〉処分とは措置、この場合は直前の立法（政和元年十一月）「二十四日。詔毀傷人體、有害民教、況夷人之教、中華豈可效之。宜增賞禁牛宰司、不舉同罪」などを指す。〈大不恭〉十悪の中の第六。

④ 和訳

「二一四四」〔崇寧三年〕六月一二日臣僚が「関連法等を」検討したところ、最近は臣僚の奏請が禁止命令と齟齬しているものがあり、特に暫時、近來の指揮によって施行することを求める場合などが少なくない。紀綱を維持し、多くの法・規定をともに守っていくという趣旨にはなはだ反する。乞うらくは、惟ら陛下へお仕えることと辺防の措置の方面で法律に文章化するのが難しいものについては、臨時の奏請を許すが、その他の法典に具体的に文章化されているものは関連各機関に遵守させるよう命令し、特に臨時に近來の指揮に従うようにという請求はすべて罷めさせる

ようにしてほしい。さすれば私情によって法を守らぬ人が不正をするようなことはなくなるだろう」と言った。詔してこれを受け入れ、今後もしそれでもみだりに陳乞するようであれば、違制と見なし、さらに御史台に摘発・弾劾させることとした。

〔二一四五〕〔崇寧四年〕二年四月一二日、中書門下省が送った白劄子に「検討したところ、民間での錢宝私鑄、および礪石・銅器の私造には、各々条格がある。及び朝廷が最近降した指揮については当然遵守すべきであるほか、監司、州県、巡捕官司らが、上から下までよく心することによって、「私鑄を」途絶すべきだ。今、約束の事件を下項の通り示す。一、私鑄錢、私造銅器の罪賞条格は、すべて命令して各地区において壁に書いて明示し、大いに謹んで書写させ、監司は細かく検査する。一、私鑄錢宝、私造銅器を捕まえれば、賞錢を支給することとする。経緯を確認でき次第、払う額・項目通りにただちに支給し、それぞれの犯人各人から正しく取り立て、官に納めさせる。一、鄰保内に、もし錢宝を私鑄したり、銅器を私造したりする人がいることを知っていても通告しない場合は、すべて「五保内に犯罪があり知っていないながら糾弾しない法」を適用する。一、提刑司は、歳ごとに、巡捕官が捕獲した私鑄の錢宝、私造の銅器を数え比べ、一路で「捕獲数が」最少の「巡捕官」二名を挙げて報告し、討議して罪や賞を与えるべきものほかは、昇進・降格を明確に行い、これにより勅戒とする」と。これに従った。

〔二一五六〕〔政和〕二年二月五日、臣僚が「一時の特旨は、つまり皇帝が威嚴によって臣下を統率する大権なのであって、これを次々と例にしてしまつてよいものだろうか。関係各機関に詔して、つつしんで法文化させ、例によって決することがないよう。近年は一司勅令所に命じ、六曹の事で永制とすべきものは法にさせ、もともと特旨で、関係各機関が決めたのでなければ、編集し今後の参考に供する。だがここ数年上奏していないものは期限を区切つて修纂するようにせよ」と言った。詔し、今後、援例破条をすれば徒二年とし、御史台に覺察彈奏させることとした。

〔二一六四〕〔政和五年〕八月一日、刑部と大理寺が「修立した条法に『諸ての臣僚、樞密院都承旨、左右司郎官（一



省録事都事、樞密院逐房副承旨、差守闕当官、法司及貼司も同じ)、大理寺、開封府、国子監大学の辟廳官(赤県の左右廂県勾當公事など)は出謁し及び賓客に接見するのを許さない。翰林学士承旨、翰林学士、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、太子侍読侍講、尚書刑部、殿中省官、司農寺長二丞はみな出謁を禁ずるが休日に客に接見するのは許す。尚書省官、六曹、秘書省及寺監、御史台檢法主簿は休日となったら出謁を許し、さらに客に接見するのを許す」と奏した。これに従った。

〔二一六五〕〔政和五年〕一月四日、臣僚が「一般人の燃頂、煉臂、刺血、断指についてはすでに指揮が有り、すべて禁止されている。だがこの頃、まだ途絶を見ていない。立法を行うよう乞う」と言った。「支体を毀傷するのは風教を害するものだ。夷人の法を中華が真似ていいことがあろうか。これまで何度も法的措置が行われたのに、結局改まっていない。あまねく命令を下し、違反者は「大不恭」を適用すべきだ。「告発者に」賞を三〇〇貫文支給せよ。監司・守臣が知っていながら檢拳を怠れば同罪とする。京師の場合は開封府に委ねて厳しく禁止させよ」と詔があった。〔二一六六〕〔政和六年〕六月一日、「入ってくる情報では各地の人々の間で銅錢を鑄つぶし、器皿を製造することが多いと聞く。錢宝を毀損するというのは害として大きい。尚書省に言つて法律条文を申明し、あらためて賞を立て、嚴格に禁止せよ」と詔した。政和賞格を再調査し、錢を銚銷・磨錯・剪鑿し銅を取りこれにより利益としたりこれ売ったりした者を告発すれば、犯人が杖罪相当であれば賞は錢一〇貫、徒一年相当なら錢二〇貫、等があるごとに一〇貫を加え、流二千里相当は錢七〇貫として等があるごとに一〇貫を増す。詔し、賞格において杖罪相当については五〇貫に徒一年は七〇貫、流二千里は一〇〇貫に修正し、その他はすべて申明を出して行き渡らせる。

【史料IV】 書影 2 (右)

『宋会要輯稿』刑法二「禁約」(民間慣習関連禁令)

## ① 原文

〔二一四三〕〔崇寧〕三年四月十九日、中書省·尚書省勸會「近據知廉州張壽之繳到、無圖之輩撰造『佛說末劫經』、言涉訛妄、意要惑衆。雖已降指揮、今荆湖南北路提點刑獄司根究印撰之人、取勘具案聞奏、其民間所收、本限十日赴所在州縣鎮寨、繳納焚訖、所在具數申尚書省。竊慮上件文字、亦有散在諸路州軍、使良民亂行傳誦、深爲未便」。詔令刑部實封行下開封府界及諸路州軍、子細告諭、民間如有上件文字、並仰依前項朝旨、焚毀訖、具申尚書省。

〔二一四八〕〔大觀二年〕八月十四日、信陽軍言「契勘、夜聚曉散、傳習妖教、及集經社香會之人、若與男女雜處、自合依條斷遣外、若偶有婦女雜處者、卽未有專法。乞委監司每季一行州縣、覺察禁止。仍下有司立法施行」。從之。

〔二一五〇〕〔大觀三年〕八月二十六日、詔、毀在京淫祀不在祀典者、其假託鬼神以妖言惑衆之人、令開封府迹捕科罪、送鄴州編管、情重者奏裁。

〔二一六〇〕〔政和三年〕八月十五日、臣僚言「軍馬敕、諸教象法、謄錄傳播者、杖一百。訪聞比年以來、市民將教法并象法公然鏤板印賣。伏望下開封府禁止」。詔、印板並令禁毀、仍令刑部立法申樞密院。

〔二一六一〕〔政和〕四年二月五日、臣僚言「欲乞、下諸路括賁州縣、前此有以講說燒香齋會爲名而私置佛堂道院爲聚衆人之所者、盡行毀拆、明立賞典、揭示鄉保、仍令逐都保、每季具有邪法聚衆申縣、縣申州、州申提刑司、類聚以上朝廷。結集徒黨、事非細密。申令已明。儻復違犯、當嚴鄰保之法。州城兵官、縣巡尉、其不覺察之罪、比佗官宜加等坐之。庶止邪於未形、且使無知之人免陷於刑戮」。從之。

〔二一六二〕〔政和四年六月〕二十七日、開封府奏「太學生張伯奮狀、奏乞立法禁止『太平純正典麗集』。其間甚有詐僞、可速行禁止。仍追取印板繳納」。詔已賣在諸處者、許限一月繳納、所在官司繳申尚書省。如違、杖一百、賞錢五十貫、許人告。

〔二一六三〕〔政和四年八月〕三十日、詔「河北州縣傳習妖教甚多、雖加之重辟、終不悛革。聞別有經文、互相傳習鼓

惑致此。雖非天文、圖讖之書、亦宜立法禁戢。仰所收之家、經州縣投納、守令類聚繳申尚書省。或有印板石刻、並行追取、當官棄毀。應有似此不根經文、非藏經所載、準此」。

〔二一六四〕〔政和四年〕九月八日、臣僚言「訪聞、惠州海豐縣長橋亭壁上張掛白絹水墨畫龍圖子一面、四畔用紫絹緣。兼本路民庶之家、多有上件龍圖子。並是久未來置造、其愚民不曉、因循習以成風。蓋是自來官司失於奏請全失奉君之禮、無所禁約」。詔、仰監司體究因依、如別無他弊、特免根究、繳申尚書省、仍速行禁止。民庶之家、仰限一月經州縣首納、免罪。逐州縣類聚納尚書省、逐旋進納。

〔二一七八〕〔宣和二年〕十一月四日、臣僚言「一、溫州等處狂悖之人、自稱明教、號爲行者。今來明教行者、各於所居鄉村建立屋宇、號爲齋堂。如溫州共有四十餘處。並是私建無名額佛堂、每年正月內取曆中密日、聚集侍者、聽者、姑婆、齋姊等人、建設道場、鼓扇愚民、男女夜聚曉散。一、明教之人所念經文及繪畫佛像、號曰『訖思經』『證明經』『太子下生經』『父母經』『圖經』『文緣經』『七時偈』『日光偈』『月光偈』『平文策』『漢贊策』『證明贊』『廣大懺』『妙水佛幘』『先意佛幘』『夷數佛幘』『善惡幘』『太子幘』『四天王幘』。已上等經佛號、即於道釋經藏並無明文該載。皆是妄誕妖怪之言。多引『爾時明尊』之事、與道釋經文不同。至於字音、又難辨認。委是狂妄之人、僞造言辭、誑惑衆、上僭天王、太子之號。奉御筆、仰所在官司根究指實、將齋堂等一切毀拆。所犯爲首之人、依條施行外、嚴立賞格、許人陳告。今後更有似此去處、州縣官並行停廢、以違御筆論。廉訪使者失覺察、監司失按劾、與同罪。

〔二一八二〕〔宣和三年〕閏五月七日、尚書省言「契勘、江浙喫菜事魔之徒、習以成風、自來雖有禁止傳習妖教刑賞、既無止絕喫菜事魔之文、卽州縣監司不爲禁止、民間無由告捕、遂致事魔之人聚衆山谷。一日竊發、倍費經畫。若不重立禁約、卽難以止絕、乞修立條」。從之。

## ② 訓誥

〔二一四三〕〔崇寧〕三年四月十九日、中書省·尚書省勸會す、「近ごろ、知廉州張壽の繳到に據らば、無圖の輩『佛說

末劫經」を撰造し、言は訛妄に涉り、意は衆を惑はさんことを要む。已に指揮を降すと雖も、今荆湖南北路提點刑獄司、印撰の人を根究し、取勘し具案聞奏し、其の民間の收むる所、本と十日を限り所在州縣鎮寨に赴き、繳納し焚し訖らば、所在數を具し尙書省に申せしむ。竊に慮るに、上件の文字、亦た諸路州軍に散在し、良民をして亂りに傳誦を行はしむる有り、深く未便と爲す」と。詔し刑部に令して實封もて開封府界及び諸路州軍に行下せしめ、子細に告諭し、民間に如し上件の文字有らば、並びに仰せて前項の朝旨に依らしめ、焚毀し訖らば、尙書省に具申す。

〔二一四八〕〔大觀二年〕八月十四日、信陽軍言へらく「契勘するに、夜聚曉散し、妖教を傳習し及び經社香會を集するの人、男女雜處に與るが若きは、合に條に依り斷遣に自るの外、偶々婦女の雜處する有るが若きは、即ち未だ專法有らず。乞ふらくは監司に委ね毎季に州縣を一行し、覺察禁止せしむ。仍は有司に下し立法し施行せしむ」と。之れに従ふ。

〔二一五〇〕〔大觀三年〕八月二十六日、詔す「在京の淫祀にして祀典に在らざるを毀つも、其れ鬼神に假託し妖言を以て衆を惑はすの人、開封府に令して迹捕・科罪し、鄰州に送りて編管し、情重きは奏裁せしむ」と。

〔二一六〇〕〔政和三年〕八月十五日、臣僚言へらく「軍馬敕に『諸て象法を教へ、臆録・傳播せしは杖一百』とあり。訪問するに、比年以來、市民の教法並びに象法を將て公然と鏤板印賣す。伏して望むらくは開封府に下して禁止せしめんと。詔し、印板は並びに禁毀せしめ、仍は刑部に令して立法し樞密院に申せしむ。

〔二一六二〕〔政和〕四年二月五日、臣僚言へらく「欲し乞ふらくは、諸路に下して州縣を括責せしめ、此れより前、講說燒香齋會を以て名と爲し、而して私に佛堂道院を置きて人を聚衆する所と爲す有らば、盡く毀拆を行ひ、賞典を明立し、郷保に揭示し、仍は逐都保に令して季毎に邪法聚衆の有りやなしやを具し縣に申し、縣は州に申し、州は提刑司に申し、類聚し以て朝廷に上る。徒黨を結集するは、事細密に非ず。申令已に明らかなり。儻し復た違犯せば、當に鄰保の法を嚴にすべし。州城の兵官、縣の巡尉、其れ覺察せざるの罪は、佗官に比して宜しく等を加へ之れに坐す。

庶くは邪を未形に止め、且つ無知の人をして刑戮に陥るを免れしめんことを」と。之れに従ふ。

〔二一六二〕〔政和四年六月〕二十七日、開封府奏す「太學生張伯奮狀もて、立法し『太平純正典麗集』を禁止するを奏乞す。其の間、甚だ詐僞有り、速かに禁止を行ふべし。仍ほ印板を追取し、繳納せしめん」と。詔し、已に賣りて諸處に在る者は一月を限りて繳納するを許し、所在官司は尙書省に繳申す。如し違はば杖一百、賞錢五十貫、人の告するを許す。

〔二一六三〕〔政和四年八月〕三十日、詔す「河北州縣、妖教を傳習すること甚だ多く、之れに重辟を加ふると雖も、終に悛革せず。聞くらくは別に經文有り、互相に傳習し鼓惑し此れを致す。天文・圖讖の書に非ざると雖も、亦た宜しく立法し禁戢せん。所收の家に仰せ、州縣を経て投納し、守令は類聚し尙書省に繳申す。或いは印板石刻有らば、並びに追取を行ひ、當官棄毀す。應有此れに似たるの不根の經文、藏經の所載に非ざるは、此れに準ず」と。

〔二一六四〕〔政和四年〕九月八日、臣僚言へらく「訪聞すらく、惠州海豐縣長橋亭壁上に白絹水墨書龍圖子一面を張掛し、四畔は紫絹を用て緣す。兼ねて本路民庶の家、多く上件の龍圖子有り。並びに是れ久しく未だ置造を來さざるもの、其の愚民は不曉にして、因循し習ひて以て風を成す。蓋し是れ自來官司奉君の禮を全失するを奏請するを失し、禁約する所無ければなり」と。詔し、監司に仰せて因依を體究し、如し別に他弊無くば、特に根究を免じ尙書省に繳申し、仍ほ禁止を速行す。民庶の家、仰せて一月を限り、州縣を経て首納せば免罪す。逐州縣は類聚し尙書省に納し、逐旋に進納す。

〔二一七八〕〔宣和二年〕十一月四日、臣僚言へらく「一、温州等處の狂悖の人、自ら明教を稱し、號して行者と爲す。今來明教の行者、各々所居の鄉村に於て屋宇を建立し、號して齋堂と爲す。温州が如きは共に四十餘處有り。並びに是れ私かに名額無きの佛堂を建て、毎年正月内に曆中の密日を取り、侍者、聽者、姑婆、齋姊等の人を聚集し、道場を建設し、愚民を鼓扇し、男女夜聚曉散す。一、明教の人念ずる所の經文及び繪畫佛像は、號して曰く『訖思經』、『證

明經』『太子下生經』、『父母經』、『圖經』、『文緣經』、『七時偈』、『日光偈』、『月光偈』、『平文策』、『漢贊策』、『證明贊』、『廣大懺』、『妙水佛頓』、『先意佛頓』、『夷敷佛頓』、『善惡頓』、『太子頓』、『四天王頓』と。已上等の經の佛號は、即ち道釋の經藏に於て並びに明文の該載無し。皆な是れ妖恠を妄誕するの言なり。多く『爾時明尊』の事を引くも、道釋の經文と同じからず。字音に至りては、又た辨認し難し。委に是れ狂妄の人言辭を偽造し、愚を誑し衆を惑はし、上は天王、太子の號を僭す」と。御筆を奉じ、所在官司に仰せて根究指實し、齋堂等を一切毀拆せしむ。犯す所の首爲るの人は條に依りて施行するの外、賞格を嚴立し、人に陳告するを許す。今後更に此れに似るの去處有らば、州縣官並びに停廢を行ひ、違御筆を以て論ず。廉訪使者覺察を失し、監司按劾を失せば、同罪を與ふ。

〔二一八二〕〔宣和三年〕閏五月七日、尙書省言へらく「契勘するに、江浙喫菜事魔の徒、習ひて以て風と成す。自來妖教を傳習するを禁止するの刑賞有りと雖も、既り喫菜事魔の文を止絶する無く、即ち州縣監司禁止を爲さず、民間由りて告捕する無く、遂に事魔の人山谷に聚衆するを致す。一日竊發するも、經畫に倍費す。若し禁約を重立せざれば、即ち以て止絶し難し。條を修立せんことを乞ふ」と。之れに従ふ。

### ③ 語釈

〔佛說末劫經〕『崇文總目』一〇「釈書類」には「佛說一乘究竟仏心成經」一卷、『佛說三停厨法經』一卷、『佛說未曾有因緣經』二卷、『佛說法句經』一卷などが見えるが、いずれも闕とされている。仏教書のようなだが、「末劫」といい、治安上問題視されているところからすれば、あるいは末法・終末思想に関するものか。〔不根經文〕「不根」は根拠がない、データラメ、の意味。本条の禁令は、過程の詳細は分からないが、南宋理宗嘉熙初の僧・錢唐の良渚鑑法師の『積門正統』巻四に「唯祖宗法令『諸以二宗經及非藏經所載不根經文傳習惑衆者、有罪』…不根經文、謂佛吐戀師、佛說涕淚、大小明王出世」とこの「不根經文」の法禁が見られ、会要本条文の「立法し禁戡せよ」という詔の立法内容はこれか（良渚の伝える法律は、咸淳五年（一二六九）の志磐『仏祖統紀』でも確認できる）。この条文では二宗（マニ教）の教

典や蔵経（大蔵経のこと）に含まれない経文を指して「不根の経文」といい、その具体例として弥勒信仰（大小明王出世）の教典も挙げている。〈龍圖子〉竜の絵。圖子とは、図形など。『祠部集』卷三二「唐龍圖子方書」は北宋の強至がそれを奉った際の挨拶文が記されている。〈明教〉一般にマニ教あるいは弥勒信仰だが、この宣和二年十一月四日の内容はマニ教。〈密日〉今の日曜日にあたる。

④ 和訳

〔二一四三〕〔崇寧〕三年四月一九日、中書省・尚書省が検討し、「近ごろ、知廉州張寿の提出した、ごろつきが編集した『仏説末劫経』を見てみると、その文章はでたらめばかりで、人々を惑わそうという意図がある。すでに指揮を下してはいるが、今回、荊湖南北路提点刑獄司は、編集・出版した人を徹底追求し、審理・原案提示・上申を行うこととし、民間から押収した本は、一〇日以内に、所轄の州県鎮寨に赴いて納めさせ、所轄はその数を明記して尚書省に報告する。私の考えでは、右記のような文章には、まだ諸路の諸州に散在しているものもあり、良民がみだりにこれを伝えているのであれば、非常にまずいことである」と言った。詔して、刑部に封印文書によって開封府界及び各地諸州に命令を下させ、子細に告諭して、民間にもし右記のような文章があれば、並びに命令して上記の朝旨通りにし、焚書が終われば、尚書省に報告させる。

〔二一四八〕〔大觀二年〕八月一四日、信陽軍は「調べてみると、夜に集まり明け方に散会し妖教を伝習し及び経社香会を集する人で、男女がごちゃごちゃする場合は、法律により処断するが、それ以外、たまたま婦女が一緒にいた場合についての規定はない。監司に委ね季節ごとに州県を回って検挙・禁止させ、さらに関係機関に命じて立法施行するよう乞う」と言った。皇帝はその通りにした。

〔二一五〇〕〔大觀三年〕八月二六日、「在京の淫祀で祀典に載せられていないものは撤去破壊するが、鬼神の名をかり妖言によって人々を惑わすものは、開封府に追跡させ罪を問わせ、鄰州に送り編管し、事情が深刻なら奏裁する」と

詔した。

〔二一六〇〕「政和三年」八月一日、臣僚は「軍馬勅には『諸て象法を教へ、謄録・伝播せしは杖一百』とある。伝え聞くに、近年来、市井の人々の法律学習書や国法を公然と印刷販売しているので、開封府に命じて禁止するように伏して望む」と言った。印刷原版は禁止・破壊し、また刑部に命令して立法し枢密院に送るように詔があった。

〔二一六一〕「政和」四年二月五日、臣僚言う「欲し乞うらくは、諸路に命じて州県を統括監督して、これまで、「講説焼香齋」と称して勝手に仏堂・道院を設け、集会所としていたところがあつたなら、尽く取り壊し、賞の規定を明らかにし、郷保に揭示し、さらに都保ごとに季節ごとの邪法の集会があることを記して県に報告し、県は州に報告し、州は提刑司に報告し、集めまとめて朝廷に上申させる。徒党を結集するということは、事態は些細なことではない。申令はすでに明らかであつて、もしまた違反があれば、郷保の法を厳にせよ。州城の兵官、県の巡尉について、摘発しなかつた罪は、他官よりも等を高くして罪せよ。こうすれば邪行は未然にとどまり、また無知の人を断罪しなくてもよくなるであろう」と。その通りにした。

〔二一六二〕「政和四年六月」二十七日、開封府は「太学生の張伯奮が状によつて奏乞することには、立法し『太平純正典麗集』を禁止せよと。このごろ、詐偽が多く、速かに禁止を行うべきだ。なお印板を取り締め、提出させよ」と上奏した。すでに各地で売っている者は一月以内に提出させることとし、当地の官司は尚書省に提出する。如し違反があれば杖一百、賞錢五〇貫で人々に告発をさせる、と詔した。

〔二一六三〕「政和四年八月」三〇日、「河北の州県では、妖教を伝習することが甚だ多く、これを重罪としても結局解決しない。聞くところではいろいろと経文があり、互いに伝えあつて扇動し、こういう結果になっている。天文・凶讖の書でなくともまたしつかり立法して取り締められ。所蔵している家に行つて州県に提出させ、守令は集めて尚書省に送付せよ。版木・石刻があればすべて取り上げ、当該官が破棄する。すべてこれに類したてたための経文や大蔵経



に収録されていないものはこれに准ずる」と詔した。

〔二一六四〕〔政和四年〕九月八日、臣僚は「聞くところでは、惠州海豊県の長橋亭壁上に白絹で竜の図案の水墨画がかかっており、四周は紫絹で縁取つてある。さらにこの路の庶民の家には、多くこの竜の図案のものがある。これらはいずれも長いこと設置されていたものではないが、愚民はばかであるから次第に習慣化してしまつた。これはこれまで官司が皇帝の礼が全て失われていることを奏請するのを怠り、禁約がなかつたからである」と言つた。「監司に言つて次第を調べさせ、もしほかに〔当該官司に〕他の弊害がなければ特に追及することはず、尚書省に提出し、そこですみやかに禁止措置を行う。庶民の家は一月を限つて州県に出頭し納付させれば、免罪とする。州県はそれを集め尚書省に送付し、逐次納めさせる」と詔した。

〔二一七八〕〔宣和二年〕一月四日、臣僚は「第一に、温州等の地方の狂つた人々は、自ら「明教」と称し、「行者」を名乗つてゐる。このごろこの「明教行者」は、それぞれ住まつてゐる郷村に建物而建て、「齋堂」と称してゐる。温州などでは前部で四〇か所あり、いづれも勝手に名額もない仏堂而建て、毎年正月内の暦の密日に、侍者、聴者、姑婆、斎姉等の人を集め、道場を建設し、愚民を扇動し、男女が夜に集まり曉に散会する。第二に、「明教」の人が念じる経文及び絵画仏像は、『生経』、『父母経』、『凶経』、『文縁経』、『七時偈』、『日光偈』、『月光偈』、『平文策』、『漢賛策』、『證明賛』、『広大懺』、『妙水仏幀』、『先意仏幀』、『夷数仏幀』、『善悪幀』、『太子幀』、『四天王幀』という。これらの経の仏の呼び名は、すなわち道教・仏教の教典にも明確な記載がない。みな、怪しいものを生み出す妄言である。『爾時明尊』のことを引用するが、道教・仏教の教文とは同じではない。読み方に至つては理解すら難しい。まつたく狂つた人がいい加減なことを言い、愚か者が人々を惑わし、上は天王、太子の号を僭称してゐる」と言つた。御筆を奉じ、その地の官司に言つて徹底究明し、「齋堂」など一切を破壊する。犯した主たる人は法によって処置し、さらに賞格を厳密に立て、人々に報告させることを許す。今後、さらにこのようなことのある場所があれば、州県官は罷免

し、御筆に違反したとして処罰する。廉訪使者が摘発を失し、監司が弾劾を失したら同罪とする。

「二一八二」〔宣和三年〕閏五月七日、尚書省「調べると江浙の喫菜事魔の徒は慣習化している。これまで妖教を伝えるのを禁止するための刑罰・賞があっても、いまだ喫菜事魔の教えを根絶することはできず、すなわち州県監司も禁止を実施せず、よって人々も告発することがなく、とうとう事魔の人々は山谷に集まるようになった。いったん摘発しても予定よりも費用がかかる。重ねて禁約を立てなければ途絶するのは難しいだろう。法律条文を立法させるように乞う」と言った。この通りにした。

### 【解説】

マニ教・白蓮教などは取り締まりを逃れるために仏教を称することもあり、詳細はなかなか分からないが、これらは南宋から明初の民間宗教についての、極めて貴重な記述である。ことに宣和二年（一一二〇）一月四日条は明教（マニ教あるいは弥勒信仰）の具体的な経典名を伝える唯一の史料として、従来重視されてきた。こうした諸宗教は北宋以降浙江、江西、福建、荊湖地方で盛んになったが、取り締まりと放任のさじ加減は微妙であったため、これを禁じる様々な詔勅が発布されたが、しかしそのうち『仏祖統紀』、『釈門正統』に見られるような法律と化するのの一部にすぎなかった。

本稿では触れられなかったが、大観二年（一一八〇）八月一四日条に見える「夜聚曉散」を含め、『清明集』にもまた民間信仰関連の記事は多く、宋元の民間信仰についての研究は朱瑞熙、劉銘恕、呉吟、星月、牟潤孫、龍石帯、陳登武、陳高華、陳学霖、浅井紀諸氏をはじめこれまで相当な数の研究者によって行われてきた。このことに関連で言えば、ことに「竺沙一九七四」、「陳二〇一二」一六八頁、「楊二〇〇四」などは重要である。

【書式】

書影 2 をみても分かるように、多くは一日で一条となっている。上奏文と「從之」（詔勅によってその内容が發布されたこと）がある場合は、詔勅が出ている日付となる。

右に述べたように、「刑法二一四四」など、その記述があるハコの外に書いてある番号を記載するのが常であるが、外国の文献などでは最近、標点本（河南本）の頁番号を併記したり、あるいはハコの外の番号を省いて頁番号だけしか記載しないものも出てきている。

【参考文献】

梅原郁『宋代官僚制度研究』（同朋舎、一九八五年）

王世宗『南宋高宗朝変乱之研究』（台北、国立台湾大学出版委員会、一九八九年）

滋賀秀三『中国法制史論集——法典と刑罰』（創文社、二〇〇三年）

竺沙雅章「方臘の乱と喫茶事魔」（『東洋史研究』三三卷四号、一九七四年、のち竺沙雅章『中国仏教社会史研究』同朋舎、一九八二年所収）

陳学霖『宋明史論叢』（香港、中文大学出版社、二〇一二年）

陳智超「解開《宋会要》之謎」（北京、社会科学文献出版社、一九九五年）

包偉民「宋代的城市管理制度」（『文史』二〇〇七年二期）

朴永哲「宋代法書の禁書外粉壁の條法——宋代王法主義の一考察——」（『中国史研究』六八、二〇一〇年）

宮崎聖明『宋代官僚制度の研究』（北海道大学出版会、二〇一〇年）

楊訥『元代白蓮教研究』（上海、上海古籍出版社、二〇〇四年）

